

財務諸表等

令和5事業年度

財 務 諸 表

独立行政法人農林水産消費安全技術センター

目 次

1	貸借対照表		1
2	行政コスト計算書		3
3	損益計算書		4
4	純資産変動計算書		6
5	キャッシュ・フロー計算書		7
6	利益の処分に関する書類		8
7	重要な会計方針		9

貸 借 対 照 表

(令和6年 3月31日)

(単位:円)

資産の部

I 流動資産

現金及び預金		585,098,831
棚卸資産		770,846
前払費用		106,851
賞与引当金見返	(注)	426,177,830
未収金		28,550,770
立替金		3,993

流動資産合計

1,040,709,121

II 固定資産

1 有形固定資産

建物	6,194,068,360	
減価償却累計額	3,974,480,850	
減損損失累計額	594,781	2,218,992,729
構築物	176,190,238	
減価償却累計額	142,584,874	33,605,364
機械及び装置	1,407,159,869	
減価償却累計額	1,328,125,015	79,034,854
車両運搬具	6,961,603	
減価償却累計額	6,961,598	5
工具器具備品	2,975,963,215	
減価償却累計額	2,635,549,728	340,413,487
土地		4,124,415,917
建設仮勘定		15,292,916

有形固定資産合計

6,811,755,272

2 無形固定資産

商標権		239,792
ソフトウェア		2,355,598

無形固定資産合計

2,595,390

3 投資その他の資産

敷金・保証金		8,400,000
退職給付引当金見返	(注)	4,655,449,837
預託金		46,660

投資その他の資産合計

4,663,896,497

固定資産合計

11,478,247,159

資産合計

12,518,956,280

負債の部

I 流動負債

未払金		366,319,304
未払消費税等		1,159,600
前受金		713,458
預り金		25,927,832
引当金(短期)		
賞与引当金		426,177,830
その他の流動負債		154

流動負債合計

820,298,178

II 固定負債

資産見返負債 (注)

資産見返運営費交付金	453,541,801	
資産見返補助金等	28,069,250	
資産見返物品受贈額	69	
建設仮勘定見返施設費	15,292,916	496,904,036
退職給付引当金		4,655,449,837
環境対策引当金		756,800
資産除去債務		299,303,512

固定負債合計

5,452,414,185

負債合計

6,272,712,363

貸 借 対 照 表

(令和6年 3月31日)

(単位:円)

純資産の部

I 資本金

政府出資金

10,110,145,328

資本金合計

10,110,145,328

II 資本剰余金

資本剰余金

5,068,816,196

その他行政コスト累計額 (注)

△ 9,152,355,163

減価償却相当累計額(一)

△ 5,520,034,861

減損損失相当累計額(一)

△ 6,272,000

利息費用相当累計額(一)

△ 58,458,747

除売却差額相当累計額(一)

△ 3,567,589,555

資本剰余金合計

△ 4,083,538,967

III 利益剰余金

前事業年度繰越積立金 (注)

506,155

当期末処分利益 (うち当期総利益 219,131,401)

219,131,401

利益剰余金合計

219,637,556

純資産合計

6,246,243,917

負債純資産合計

12,518,956,280

(注)これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

行政コスト計算書

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

(単位:円)

I 損益計算書上の費用

調査指導業務費	5,651,113,469
一般管理費	1,088,692,773
臨時損失	<u>22</u>

損益計算上の費用合計 6,739,806,264

II その他行政コスト

減価償却相当額 (注)	149,625,971
利息費用相当額 (注)	<u>239,047</u>

その他行政コスト合計 149,865,018

III 行政コスト 6,889,671,282

(注)これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

損益計算書

(令和5年 4月 1日～令和6年 3月31日)

(単位:円)

I 経常費用

調査指導業務費

給与、賞与及び諸手当	3,731,489,458	
給与及び諸手当	2,713,464,072	
賞与	651,938,630	
賞与引当金繰入	366,086,756	
法定福利費・福利厚生費	535,277,289	
退職金費用	266,452,036	
退職給付費用	266,452,036	
雑給	59,651,920	
外部委託費	75,372,825	
検査試料費	6,758,932	
支払リース料	5,902,915	
賃借料	13,170,912	
減価償却費	120,969,026	
保守・修繕費	325,349,794	
水道光熱費	118,936,276	
旅費交通費	75,528,248	
消耗品費	219,284,190	
備品費	42,183,582	
諸謝金	4,570,709	
支払手数料	3,148,504	
その他業務経費	47,066,853	5,651,113,469

一般管理費

役員報酬	54,669,970	
給与、賞与及び諸手当	605,461,018	
給与及び諸手当	439,990,608	
賞与	105,379,336	
賞与引当金繰入	60,091,074	
法定福利費・福利厚生費	95,515,700	
退職金費用	44,107,890	
退職金	371,293	
退職給付費用	43,736,597	
雑給	11,805,777	
外部委託費	32,344,732	
支払リース料	823,328	
賃借料	10,014,768	
減価償却費	10,255,555	
保守・修繕費	126,055,557	
水道光熱費	73,149,643	
旅費交通費	5,372,762	
消耗品費	2,517,579	
備品費	326,653	
諸謝金	6,478,142	
支払手数料	4,182,258	
その他管理経費	5,611,441	1,088,692,773

経常費用合計

6,739,806,242

損益計算書

(令和5年 4月 1日～令和6年 3月31日)

(単位:円)

Ⅱ 経常収益

運営費交付金収益	(注)	5,984,972,230	
事業収益			
手数料収入		27,881,615	
検定手数料収入		5,448,700	
その他手数料収入		22,432,915	
その他事業収入		<u>14,018,228</u>	41,899,843
受託収入			
その他受託収入			4,405,610
資産見返負債戻入			
資産見返運営費交付金戻入	(注)	130,748,831	
資産見返補助金等戻入	(注)	<u>475,750</u>	131,224,581
賞与引当金見返に係る収益	(注)		426,177,830
退職給付引当金見返に係る収益	(注)		310,188,633
財務収益			
受取利息			41
雑益			
生命保険手数料収入		394,705	
その他収入		<u>920,433</u>	1,315,138
経常収益合計			<u>6,900,183,906</u>
経常利益			<u>160,377,664</u>

Ⅲ 臨時損失

固定資産除却損		22	
臨時損失合計			<u>22</u>

Ⅳ 臨時利益

固定資産売却益		7,324,074	
資産見返運営費交付金戻入	(注)	40	
資産見返物品受贈額戻入	(注)	<u>1</u>	
臨時利益合計			<u>7,324,115</u>

V 当期純利益

167,701,757

Ⅵ 前事業年度繰越積立金取崩額 (注)

51,429,644

Ⅶ 当期総利益

219,131,401

(注)これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

純資産変動計算書

(令和5年 4月 1日～令和6年 3月31日)

(単位:円)

	Ⅰ 資本金		Ⅱ 資本剰余金					Ⅲ 利益剰余金					純資産 合 計
	政 府 出 資 金	資 本 剰 余 金	その他行政コスト累計額				資 本 剰 余 金 合 計	前事業年度 繰越積立金	積立金	当期未処分 利 益		利 益 剰 余 金 合 計	
			減 価 償 却 相当累計額 (－)	減 損 損 失 相当累計額 (－)	利 息 費 用 相当累計額 (－)	除売却差額 相当累計額 (－)				うち 当期総利益			
当期首残高	10,110,145,328	4,748,870,362	△ 5,373,967,367	△ 6,272,000	△ 58,219,700	△ 3,564,031,078	△ 4,253,619,783	387,880	－	423,143,850	－	423,531,730	6,280,057,275
当期変動額													
Ⅰ 資本剰余金の当期変動額													
固定資産の取得		319,945,834					319,945,834					－	319,945,834
固定資産の除売却			3,558,477			△ 3,558,477	－					－	－
減価償却			△ 149,625,971				△ 149,625,971					－	△ 149,625,971
時の経過による資産除去債務の増加					△ 239,047		△ 239,047					－	△ 239,047
Ⅱ 利益剰余金の当期変動額													
(1) 利益の処分													
前事業年度からの繰越し								51,935,799	△ 51,935,799			－	－
利益処分による積立								△ 387,880	423,531,730	△ 423,143,850		－	－
国庫納付金の納付									△ 371,595,931			△ 371,595,931	△ 371,595,931
(2) その他													
当期純利益										167,701,757	167,701,757	167,701,757	167,701,757
前事業年度繰越積立金取崩額								△ 51,429,644		51,429,644	51,429,644	－	－
当期変動額合計	－	319,945,834	△ 146,067,494	－	△ 239,047	△ 3,558,477	170,080,816	118,275	－	△ 204,012,449	219,131,401	△ 203,894,174	△ 33,813,358
当期末残高	10,110,145,328	5,068,816,196	△ 5,520,034,861	△ 6,272,000	△ 58,458,747	△ 3,567,589,555	△ 4,083,538,967	506,155	－	219,131,401	219,131,401	219,637,556	6,246,243,917

キャッシュ・フロー計算書

(令和5年 4月 1日～令和6年 3月31日)

(単位:円)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー

原材料、商品又はサービスの購入による支出	△ 323,280
人件費支出	△ 5,294,769,760
その他の業務支出	△ 1,284,537,162
運営費交付金収入	6,711,512,000
受託収入	4,440,530
検定手数料収入	5,448,700
その他事業収入	37,049,461
その他収入	1,207,258
小計	180,027,747
利息の受取額	41
国庫納付金の支払額	△ 371,595,931
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 191,568,143

II 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 496,801,624
有形固定資産の売却による収入	7,324,093
施設費による収入	364,879,788
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 124,597,743

III 資金減少額 △ 316,165,886

IV 資金期首残高 901,264,717

V 資金期末残高 585,098,831

利益の処分に関する書類

(単位:円)

I 当期未処分利益	219,131,401
-----------	-------------

当期総利益	219,131,401
-------	-------------

II 積立金振替額	506,155
-----------	---------

前事業年度繰越積立金	506,155
------------	---------

III 利益処分額

積立金	<u>219,637,556</u>	<u>219,637,556</u>
-----	--------------------	--------------------

重要な会計方針

当事業年度より、改訂後の「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（令和３年９月２１日改訂）並びに「『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』に関するＱ＆Ａ」（令和４年３月最終改訂）（以下「独立行政法人会計基準等」という。）のうち、収益認識に係る改訂内容を適用して、財務諸表等を作成しています。なお、この改訂が財務諸表等に与える影響はありません。

１．運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しています。

なお、管理部門の活動については、期間進行基準を採用しています。

２．減価償却の会計処理方法

（１）有形固定資産（リース資産を除く。）

有形固定資産の減価償却については、定額法を採用しています。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建物	２年～５０年
構築物	２年～６０年
機械及び装置	３年～３０年
車両運搬具	６年
工具器具備品	２年～２０年

耐用年数については、法人税法に規定する基準に従っています。

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第８７第１項）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（独立行政法人会計基準第９１）に係る減価償却に相当する額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しています。

（２）無形固定資産（リース資産を除く。）

無形固定資産の減価償却については、定額法を採用しています。

なお、耐用年数は以下のとおりです。

特許権	８年
商標権	１０年
ソフトウェア	５年

（３）リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

３．賞与引当金の計上基準

役職員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当該事業年度に負担すべき金額を計上しております。なお、役職員の賞与については、運営費交付金により財源措置がなされる見込みであるため、賞与引当金と同額を賞与引当金見返として計

上しています。

4. 退職給付に係る引当金の計上基準

役職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務見込額に基づき計上しています。

なお、運営費交付金により財源措置がなされる見込みである退職一時金については、期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しており、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しています。

5. 環境対策引当金の計上基準

P C B（ポリ塩化ビフェニル）の処分等に関する支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しています。

6. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による低価基準を採用しています。

7. リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

8. 収益及び費用の計上基準

事業収益は、主に検査・講習業務や標準製剤等の配布による収益であり、当法人は顧客からの申請等に基づいて業務を行う又は標準製剤等を引き渡す履行義務を負っています。当該履行義務は、当法人が顧客との契約における業務が完了した時点で顧客が当該業務又は標準製剤等に対する支配を獲得して充足されると判断し、収益を認識しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式を採用しています。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. その他行政コスト累計額のうち、出資を財源に取得した資産に係る金額

△5,423,305,298円

2. 減損会計に係る注記
減損の兆候について

- ① 使用しないという決定を行った固定資産の用途、種類、場所等の概要

用 途	種 類	場 所
電灯設備、特殊ガス警報設備、特殊ガス防災設備、配管設備、OAフロア、雑工作物ほか	建物附属設備	名古屋センター 愛知県名古屋市中区

- ② 使用しなくなる日

令和8年3月31日(予定)

- ③ 使用しないという決定を行った経緯及び理由

名古屋センターが入居している名古屋農林総合庁舎2号館は、国有地の売却方針を踏まえ、名古屋第4地方合同庁舎を建設する計画(令和7年12月竣工予定)が決定されました。

このことから、名古屋センターは令和8年3月末までに退去することが求められており、令和5年度補正予算(令和5年11月29日成立)において移転が認められ予算措置されました。

これに伴い、合同庁舎で名古屋センターが専有している部分については、撤去することとしています。

- ④ 将来の使用しなくなる日における帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損見込額

(単位:円)

内 訳	帳簿価額	回収可能サービス価額	減損見込額
建物附属設備	361,618	0	361,618

(行政コスト計算書関係)

1. 独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト 6,889,671,282円
自己収入等 △54,944,706円
機会費用 363,434,386円

独立行政法人の業務運営に関して

国民の負担に帰せられるコスト 7,198,160,962円

2. 機会費用の計上方法

(1) 国又は地方公共団体の国有財産の無償使用料による機会費用の計算方法

当法人が無償使用している国有財産の機会費用は、国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項の規定に基づき定められている「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」（昭和33年1月7日蔵管第1号大蔵省管財局長）により使用料を算定しています。

(2) 政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率

政府出資等の機会費用は、資本剰余金相当額を含めた政府出資等の純資産額に令和6年3月29日における10年利付国債の当期末利回りである0.725%で計算しています。

(3) 国又は地方公共団体との人事交流による出向職員から生ずる機会費用の計算方法

当該職員が国又は地方公共団体に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、独立行政法人での勤務期間に対応する部分について、給与規則に定める退職給付支給基準等を参考に計算しています。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

資金の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金勘定	585,098,831円
資金期末残高	585,098,831円

(金融商品の時価等に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については短期的な預金に限定し、主に国から交付される運営費交付金、施設整備費補助金等により資金を調達しています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

現金は注記を省略しており、預金、未収金及び未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

1. 資産除去債務の内容

単独庁舎及び合同庁舎の使用許諾契約等に基づく原状回復義務、土壤汚染対策法に基づく調査費用及び石綿障害予防規則に基づくアスベスト除去費用です。

2. 支出発生までの見込期間、適用した割引率等の前提条件

見込み期間 9年～49年
割引率 1.209%～2.302%

3. 資産除去債務の総額の期中における増減内容

独立行政法人 農林水産消費安全技術センター

期首残高	299,064,465円
有形固定資産の取得に伴う増加額	一円
時の経過による調整額	239,047円
資産除去債務の履行による減少額	一円
その他増減額（△は減少）	一円
期末残高	<u>299,303,512円</u>

（積立金の国庫納付等）

1. 前事業年度の前事業年度繰越積立金期末残高は387,880円であり、これに前事業年度の当期末処分利益423,143,850円を加えると、積立金423,531,730円となります。
2. この積立金423,531,730円のうち、当事業年度の業務の財源として繰越の承認を受けた額は51,935,799円であり、差し引き371,595,931円については国庫に納付しました。

（退職給付に係る注記）

1. 採用している退職給付制度の概要
当法人は、職員の退職給付に充てるため、非積立型の退職一時金制度及び国家公務員共済組合法の退職等年金給付制度を採用しています。非積立型の退職一時金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しています。
2. 確定給付制度
（1）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	4,525,842,801円
退職給付費用	310,188,633円
退職給付の支払額	<u>△180,581,597円</u>
期末における退職給付引当金	<u>4,655,449,837円</u>
- （2）退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	310,188,633円
----------------	--------------
3. 退職等年金給付制度
当法人の退職等年金給付制度への要拠出額は、32,052,202円でした。

（収益認識に関する注記）

当法人は、以下に記載する内容を除き、会計基準第86における収益に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

1. 収益の分解情報
当法人は、検査等手数料収入（GMP 適合確認事業場の検査、輸出用飼料等の製

造事業場の調査等による収入) 22,432,915円、検定手数料収入(特定飼料等の検定による収入) 5,448,700円、講習事業収入(農林物資等、肥料、農薬、飼料等及び土壌改良資材の検査技術等に関する講習による収入) 10,119,754円、その他の収入(抗菌性物質標準製剤及び肥料認証標準物質の配布等による収入) 3,898,474円により収益を得ています。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

当該事業年度末における残存履行義務に分配された取引価格の総額は、713,458円であり、当法人は、当該残存履行義務について翌事業年度に収益を認識することを見込んでいます。

重要な債務負担行為

令和5年度における施設整備費補助金により、名古屋センター移転に係る建築設計業務委託契約を締結しています。

契約金額	52,910,000円
翌期以降支払額	52,910,000円

令和5事業年度

附属明細書

独立行政法人農林水産消費安全技術センター

目 次

1	固定資産の取得、処分、減価償却費 （「第87 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」 及び「第91 資産除去債務に係る特定の除去費用等 の会計処理」による減価償却相当額も含む。）及び減損 損失累計額の明細	1
2	棚卸資産の明細	3
3	引当金の明細	4
4	退職給付引当金の明細	5
5	資産除去債務の明細	6
6	資本剰余金の明細	7
7	運営費交付金債務及び当期振替額等の明細	8
8	運営費交付金以外の国等からの財源措置の明細	9
9	役員及び職員の給与の明細	10
10	セグメント情報	11
11	主な資産及び負債の明細	13

1 固定資産の取得、処分、減価償却費(「第87 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」及び「第91 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による減価償却相当額も含む。)及び減損損失累計額の明細

(単位:円)

資産の種類		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額		減損損失累計額		差 引 当期末残高	摘 要
							当期償却額		当期減損額		
有形固定資産 (減価償却費)	建 物	447,429,303	-	-	447,429,303	353,069,654	19,261,955	594,781	-	93,764,868	
	構築物	21,153,320	-	-	21,153,320	7,904,192	471,119	-	-	13,249,128	
	機械及び装置	232,319,903	6,151,200	-	238,471,103	205,423,082	9,808,330	-	-	33,048,021	
	車両運搬 具	6,960,843	-	-	6,960,843	6,960,839	-	-	-	4	
	工具器具備品	2,345,394,585	158,711,674	170,843,110	2,333,263,149	1,994,309,437	100,807,549	-	-	338,953,712	
	計	3,053,257,954	164,862,874	170,843,110	3,047,277,718	2,567,667,204	130,348,953	594,781	-	479,015,733	
有形固定資産 (減価償却相当額)	建 物	5,557,858,179	192,232,917	3,452,039	5,746,639,057	3,621,411,196	132,739,627	-	-	2,125,227,861	
	構築物	155,036,918	-	-	155,036,918	134,680,682	3,264,593	-	-	20,356,236	
	機械及び装置	1,168,688,766	-	-	1,168,688,766	1,122,701,933	13,271,471	-	-	45,986,833	
	車両運搬 具	760	-	-	760	759	-	-	-	1	
	工具器具備品	642,806,504	-	106,438	642,700,066	641,240,291	350,280	-	-	1,459,775	
	計	7,524,391,127	192,232,917	3,558,477	7,713,065,567	5,520,034,861	149,625,971	-	-	2,193,030,706	
非償却資産	土 地	3,996,703,000	127,712,917	-	4,124,415,917	-	-	-	-	4,124,415,917	
	建設仮勘 定	-	15,292,916	-	15,292,916	-	-	-	-	15,292,916	
	計	3,996,703,000	143,005,833	-	4,139,708,833	-	-	-	-	4,139,708,833	
有形固定資産合計	建 物	6,005,287,482	192,232,917	3,452,039	6,194,068,360	3,974,480,850	152,001,582	594,781	-	2,218,992,729	
	構築物	176,190,238	-	-	176,190,238	142,584,874	3,735,712	-	-	33,605,364	
	機械及び装置	1,401,008,669	6,151,200	-	1,407,159,869	1,328,125,015	23,079,801	-	-	79,034,854	
	車両運搬 具	6,961,603	-	-	6,961,603	6,961,598	-	-	-	5	
	工具器具備品	2,988,201,089	158,711,674	170,949,548	2,975,963,215	2,635,549,728	101,157,829	-	-	340,413,487	
	土 地	3,996,703,000	127,712,917	-	4,124,415,917	-	-	-	-	4,124,415,917	
	建設仮勘 定	-	15,292,916	-	15,292,916	-	-	-	-	15,292,916	
	計	14,574,352,081	500,101,624	174,401,587	14,900,052,118	8,087,702,065	279,974,924	594,781	-	6,811,755,272	
無形固定資産 (減価償却費)	特許権	483,945	-	483,945	-	-	-	-	-	-	
	商標権	442,632	-	-	442,632	202,840	44,256	-	-	239,792	
	ソフトウェア	17,962,864	-	396,900	17,565,964	15,210,366	831,372	-	-	2,355,598	
	計	18,889,441	-	880,845	18,008,596	15,413,206	875,628	-	-	2,595,390	
非償却資産	電 話加入権	6,272,000	-	-	6,272,000	-	-	6,272,000	-	-	
	計	6,272,000	-	-	6,272,000	-	-	6,272,000	-	-	
無形固定資産合計	特許権	483,945	-	483,945	-	-	-	-	-	-	
	商標権	442,632	-	-	442,632	202,840	44,256	-	-	239,792	
	ソフトウェア	17,962,864	-	396,900	17,565,964	15,210,366	831,372	-	-	2,355,598	
	電 話加入権	6,272,000	-	-	6,272,000	-	-	6,272,000	-	-	
	計	25,161,441	-	880,845	24,280,596	15,413,206	875,628	6,272,000	-	2,595,390	
投資その他の資産 (注)	敷金・保証金	8,400,000	-	-	8,400,000	-	-	-	-	8,400,000	
	預託金	46,660	-	-	46,660	-	-	-	-	46,660	
	計	8,446,660	-	-	8,446,660	-	-	-	-	8,446,660	

<注記>

1. 当期における資産の取得財源は次のとおりとなっています。

(1) 資産の種類が有形固定資産(減価償却費) : 運営費交付金、農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業費補助金

(2) 資産の種類が有形固定資産(減価償却相当額) : 施設整備費補助金

(3) 非償却資産 : 施設整備費補助金

2. 当期における資産の増減の主なものは次のとおりとなっています。

(1) 有形固定資産(減価償却費)

増 加 :	核磁気共鳴装置	工具器具備品	28,545,000 円
	高速液体クロマトグラフタンデム質量分析装置	工具器具備品	17,204,000 円
	高速液体クロマトグラフタンデム質量分析装置	工具器具備品	15,730,000 円
	高速液体クロマトグラフタンデム質量分析装置	工具器具備品	15,070,000 円
減 少 :	安定同位体比質量分析装置	工具器具備品	19,157,250 円
	高速液体クロマトグラフタンデム質量分析装置	工具器具備品	18,747,750 円
	安定同位体比質量分析装置	工具器具備品	18,501,413 円
	ガスクロマトグラフタンデム質量分析装置	工具器具備品	13,144,816 円
	高周波プラズマ発光分析装置	工具器具備品	10,510,500 円

(2) 有形固定資産(減価償却相当額)

増 加 :	庁舎(名古屋センター)	建物	192,232,917 円
減 少 :	ドラフトチャンバー(分解室)	建物附属設備	3,452,039 円

(3) 非償却資産

増 加 :	土地(名古屋センター)	土地	127,712,917 円
	農薬検査部空調設備改修工事(設計業務等)	建設仮勘定	8,692,916 円

3. 投資その他の資産には、退職給付引当金見返が含まれますが、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目のため、明細には含めていません。

2 棚卸資産の明細

(単位:円)

種 類	期首残高	当期増加額		当期減少額		期末残高	摘 要
		当期購入・ 製造・振替	その他	払出・振替	その他		
貯 蔵 品	832,176	323,280	-	384,610	-	770,846	
計	832,176	323,280	-	384,610	-	770,846	

3 引当金の明細

(単位:円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘 要
			目的使用	その他		
賞与引当金	409,640,299	426,177,830	409,640,299	-	426,177,830	
環境対策引当金	756,800	-	-	-	756,800	
計	410,397,099	426,177,830	409,640,299	-	426,934,630	

4 退職給付引当金の明細

(単位:円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
退職給付債務合計額	4,525,842,801	310,188,633	180,581,597	4,655,449,837	
退職一時金に係る債務	4,525,842,801	310,188,633	180,581,597	4,655,449,837	
退職給付引当金	4,525,842,801	310,188,633	180,581,597	4,655,449,837	

5 資産除去債務の明細

(単位:円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
使用許諾契約等に基づく原状回復義務	287,847,079	-	-	287,847,079	全て独立行政法人会計基準第91による特定の除去費用等である。
土壌汚染対策法に基づく調査費用	10,278,105	231,296	-	10,509,401	全て独立行政法人会計基準第91による特定の除去費用等である。
石綿障害予防規則に基づくアスベスト除去費用	939,281	7,751	-	947,032	全て独立行政法人会計基準第91による特定の除去費用等である。
計	299,064,465	239,047	-	299,303,512	

6 資本剰余金の明細

(単位:円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
運営費交付金	8,490,310	-	-	8,490,310	
施設費	4,734,332,052	319,945,834	-	5,054,277,886	固定資産(建物、土地) の取得による増加
無償譲与	6,048,000	-	-	6,048,000	
計	4,748,870,362	319,945,834	-	5,068,816,196	

7 運営費交付金債務及び当期振替額等の明細

(1) 運営費交付金債務の増減の明細

(単位: 円)

期首残高	当 期 交 付 額	当期振替額					引当金見返 との相殺額	期末残高
		運営費交付金 収 益	資 産 見 返 運営費交付金	建設仮勘定見返 運営費交付金	資本剰余金	小 計		
-	6,711,512,000	5,984,972,230	136,317,874	-	-	6,121,290,104	590,221,896	-

(2) 運営費交付金債務の当期振替額及び主な使途の明細

① 運営費交付金収益への振替額及び主な使途の明細

(単位: 円)

区 分		運営費交付金収益	運営費交付金の主な使途	
			費 用	主な使途
業務達成基準 による振替額	肥料及び土壌改良資材関係業務	519,435,275	496,506,492	人件費：446,155,369円、消耗品費：12,752,022円、保守・修繕費：15,384,141円、旅費交通費：8,483,245円、 外部委託費：3,465,899円、その他：10,265,816円
	農業関係業務	859,060,770	821,315,840	人件費：735,956,699円、消耗品費：29,919,351円、保守・修繕費：25,619,212円、旅費交通費：11,478,294円、 外部委託費：5,328,523円、その他：13,013,761円
	飼料及び飼料添加物関係業務	677,840,690	649,276,846	人件費：546,432,204円、消耗品費：45,239,080円、保守・修繕費：32,629,780円、旅費交通費：8,147,856円、 外部委託費：4,078,343円、その他：12,749,583円
	食品表示の監視に関する業務	1,176,651,533	1,128,115,894	人件費：983,577,967円、消耗品費：67,982,500円、保守・修繕費：38,484,629円、旅費交通費：6,999,909円、 外部委託費：6,398,829円、その他：24,672,060円
	日本農林規格、農林水産物及び 食品の輸出促進等に関する業務	867,411,225	830,598,102	人件費：739,452,305円、消耗品費：18,622,830円、保守・修繕費：18,683,562円、旅費交通費：21,457,903円、 外部委託費：4,706,963円、その他：27,674,539円
	食品の安全性に関するリスク管 理に資するための有害物質の分 析業務	131,765,800	126,906,201	人件費：94,714,915円、消耗品費：21,326,008円、保守・修繕費：7,202,309円、旅費交通費：114,933円、 外部委託費：605,847円、その他：2,942,189円
	その他の業務	414,637,710	395,896,017	人件費：364,288,137円、消耗品費：3,602,799円、保守・修繕費：5,645,302円、旅費交通費：2,323,645円、 外部委託費：6,284,734円、その他：13,751,400円
期間進行基準による振替額		1,338,169,227	1,319,289,670	人件費：704,351,963円、水道光熱費：167,129,668円、保守・修繕費：251,169,005円、 外部委託費：74,790,515円、消耗品費：16,940,544円、旅費交通費：13,522,034円、その他：91,385,941円
うち損益計算書等の経常費用における調査 指導業務費への振替額		404,348,305	404,002,413	水道光熱費：93,980,025円、保守・修繕費：180,988,212円、外部委託費：42,717,930円、 消耗品費：14,466,965円、旅費交通費：8,149,272円、その他：63,700,009円
合 計		5,984,972,230	5,767,905,062	

② 資産見返運営費交付金及び資本剰余金への振替額並びに主な使途の明細

(単位: 円)

セ グ メ ン ト	資産見返運営費交付金への振替		資本剰余金への振替	
	振替額	主な使途	振替額	主な使途
肥料及び土壌改良資材関係業務	8,308,824	機械及び装置 693,744円 工具器具備品 7,615,080円	-	
農業関係業務	23,342,116	機械及び装置 1,133,116円 工具器具備品 22,209,000円	-	
飼料及び飼料添加物関係業務	32,828,781	機械及び装置 867,181円 工具器具備品 31,961,600円	-	
食品表示の監視に関する業務	34,709,973	機械及び装置 1,560,923円 工具器具備品 33,149,050円	-	
日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促 進等に関する業務	11,722,303	機械及び装置 1,167,803円 工具器具備品 10,554,500円	-	
食品の安全性に関するリスク管理に資するため の有害物質の分析業務	17,199,256	機械及び装置 150,312円 工具器具備品 17,048,944円	-	
その他の業務	578,121	機械及び装置 578,121円	-	
法人共通	7,628,500	工具器具備品 7,628,500円	-	
合 計	136,317,874		-	

(3) 引当金見返との相殺額の明細

(単位: 円)

セ グ メ ン ト	引当金見返との相殺	
	相殺額	主な相殺額の内訳
肥料及び土壌改良資材関係業務	57,180,520	賞与引当金見返 39,685,829円 退職給付引当金見返 17,494,691円
農業関係業務	93,394,850	賞与引当金見返 64,820,188円 退職給付引当金見返 28,574,662円
飼料及び飼料添加物関係業務	71,475,650	賞与引当金見返 49,607,286円 退職給付引当金見返 21,868,364円
食品表示の監視に関する業務	128,656,169	賞与引当金見返 89,293,115円 退職給付引当金見返 39,363,054円
日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促 進等に関する業務	96,253,875	賞与引当金見返 66,804,479円 退職給付引当金見返 29,449,396円
食品の安全性に関するリスク管理に資するため の有害物質の分析業務	12,389,112	賞与引当金見返 8,598,596円 退職給付引当金見返 3,790,516円
その他の業務	47,650,432	賞与引当金見返 33,071,523円 退職給付引当金見返 14,578,909円
法人共通	83,221,288	賞与引当金見返 57,759,283円 退職給付引当金見返 25,462,005円
合 計	590,221,896	

8 運営費交付金以外の国等からの財源措置の明細

(1) 施設費の明細

(単位:円)

区 分	当期交付額	左の会計処理内訳			摘要
		建設仮勘定 見返施設費	資本剰余金	その他	
令和5年度施設整備費補助金	335,238,750	15,292,916	319,945,834	-	
計	335,238,750	15,292,916	319,945,834	-	

(2) 補助金等の明細

(単位:円)

区 分	当期交付額	左の会計処理内訳					摘要
		建設仮勘定 見返補助金等	資産見返 補助金等	資本剰余金	長期預り 補助金等	収益計上	
農林水産物・食品輸出促進緊急対策 事業費補助金	28,545,000	-	28,545,000	-	-	-	
計	28,545,000	-	28,545,000	-	-	-	

9 役員及び職員の給与の明細

(単位:千円、人)

区 分	報酬又は給与		退職手当	
	支給額	支給人員	支給額	支給人員
役 員	(847)	(1)	-	-
	59,556	5	2,850	1
職 員	(71,458)	(22)	(371)	(1)
	4,262,216	633	177,731	12
合 計	(72,305)	(23)	(371)	(1)
	4,321,772	638	180,582	13

<注記>

1. 役員に対する報酬等の支給基準

役員に対する報酬等は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当法人の業務の実績及び人件費見積りその他の事情を考慮して定めた「独立行政法人農林水産消費安全技術センター役員給与規程」及び「役員退職手当支給規程」に基づき支給しています。

2. 職員に対する給与の支給基準

職員に対する給与の支給は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の適用を受ける国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、当法人の業務の実績及び人件費見積りその他の事情を考慮して定めた「独立行政法人農林水産消費安全技術センター職員給与規程」に基づき支給しています。

3. 職員の給与の支給人員の算定方法

年間平均支給人員数で算定しています。

4. 非常勤の役員又は職員がいる場合の記載方法

外数として()で記載しています。

5. その他

(1)上記明細は、当年度に支給した金額であるため、損益計算書上の役員報酬及び職員給与の額とは一致しません。

(2)千円未満を四捨五入して記載しています。

10 セグメント情報

(単位:円)

	肥料及び土壌 改良資材関係 業務	農業関係業務	飼料及び飼料 添加物関係業務	食品表示の監 視に関する業務	日本農林規 格、農林水産 物及び食品の 輸出促進等に 関する業務	食品の安全性 に関するリス ク管理に資す るための有害 物質の分析業 務	その他の業務	計	法人共通	合 計
I 行政コスト										
損益計算書上の費用合計	630,657,408	1,041,244,505	853,333,373	1,424,646,461	1,042,707,509	160,695,484	497,828,750	5,651,113,490	1,088,692,774	6,739,806,264
その他行政コスト										
減価償却相当額	5,884,544	51,198,964	7,400,162	9,197,472	5,935,739	946,632	2,257,500	82,821,013	66,804,958	149,625,971
利息費用相当額	4,950	158,908	6,188	11,138	8,333	1,073	4,125	194,715	44,332	239,047
その他行政コスト合計	5,889,494	51,357,872	7,406,350	9,208,610	5,944,072	947,705	2,261,625	83,015,728	66,849,290	149,865,018
行政コスト	636,546,902	1,092,602,377	860,739,723	1,433,855,071	1,048,651,581	161,643,189	500,090,375	5,734,129,218	1,155,542,064	6,889,671,282
II 独立行政法人の業務運営に關して国民の負担に帰せられるコスト	666,144,877	1,149,129,890	867,590,516	1,512,139,873	1,103,159,942	167,621,895	526,902,836	5,992,689,829	1,205,471,133	7,198,160,962
III 事業費用、事業収益及び事業損益										
事業費用	630,657,406	1,041,244,504	853,333,362	1,424,646,456	1,042,707,508	160,695,484	497,828,749	5,651,113,469	1,088,692,773	6,739,806,242
調査指導業務費	630,657,406	1,041,244,504	853,333,362	1,424,646,456	1,042,707,508	160,695,484	497,828,749	5,651,113,469	-	5,651,113,469
一般管理費	-	-	-	-	-	-	-	-	1,088,692,773	1,088,692,773
事業収益	653,427,787	1,078,919,640	882,559,128	1,473,085,929	1,079,590,990	165,545,825	517,835,280	5,850,964,579	1,049,219,327	6,900,183,906
運営費交付金収益	565,038,468	933,545,984	734,844,680	1,279,258,716	944,176,599	141,646,491	452,640,370	5,051,151,308	933,820,922	5,984,972,230
事業収益	1,711,000	-	36,914,925	460	744,741	-	2,528,717	41,899,843	-	41,899,843
受託収入	94,444	-	246,050	49,256	4,015,860	-	-	4,405,610	-	4,405,610
資産見返負債戻入	15,244,913	28,853,352	21,379,771	33,264,834	10,566,538	8,442,559	3,217,059	120,969,026	10,255,555	131,224,581
賞与引当金見返に係る収益	41,287,980	67,437,034	51,609,975	92,897,955	69,501,433	8,945,729	34,406,650	366,086,756	60,091,074	426,177,830
退職給付引当金見返に係る収益	30,050,982	49,083,270	37,563,727	67,614,708	50,585,819	6,511,046	25,042,484	266,452,036	43,736,597	310,188,633
財務収益	-	-	-	-	-	-	-	-	41	41
雑益	-	-	-	-	-	-	-	-	1,315,138	1,315,138
事業損益	22,770,381	37,675,136	29,225,766	48,439,473	36,883,482	4,850,341	20,006,531	199,851,110	△ 39,473,446	160,377,664
IV 臨時損益等										
臨時損失	2	1	11	5	1	-	1	21	1	22
固定資産除却損	2	1	11	5	1	-	1	21	1	22
臨時利益	3,806,002	981,201	11	886,678	221	1,650,000	1	7,324,114	1	7,324,115
固定資産売却益	3,805,996	981,197	-	886,663	218	1,650,000	-	7,324,074	-	7,324,074
資産見返運営費交付金戻入	6	4	10	15	3	-	1	39	1	40
資産見返物品受贈額戻入	-	-	1	-	-	-	-	1	-	1
当期純損益	26,576,381	38,656,336	29,225,766	49,326,146	36,883,702	6,500,341	20,006,531	207,175,203	△ 39,473,446	167,701,757
前事業年度繰越積立金取崩額	77,993	17,090	330,159	23,543	17,613	2,267	8,721	477,386	50,952,258	51,429,644
当期総損益	26,654,374	38,673,426	29,555,925	49,349,689	36,901,315	6,502,608	20,015,252	207,652,589	11,478,812	219,131,401
V 総資産	723,648,873	1,838,453,675	895,684,528	1,508,095,127	1,123,782,205	171,383,392	528,402,609	6,789,450,409	5,729,505,871	12,518,956,280
土地	77,621,391	70,921,605	54,276,739	97,698,130	73,092,675	9,407,968	36,184,492	419,203,000	3,705,212,917	4,124,415,917
建物	58,118,397	737,067,291	65,907,395	73,756,461	57,331,262	9,054,729	24,535,190	1,025,770,725	1,193,222,004	2,218,992,729
構築物	2,060,829	23,886,594	2,068,902	1,416,228	1,059,549	136,378	524,531	31,153,011	2,452,353	33,605,364
機械及び装置	4,457,530	35,106,275	5,816,436	12,120,908	11,166,129	6,641,693	3,323,942	78,632,913	401,941	79,034,854
車両運搬具	-	-	-	-	-	-	1	1	4	5
工具器具備品	29,326,699	61,559,395	77,432,261	81,627,424	52,084,845	26,593,086	1,672,940	330,296,650	10,116,837	340,413,487
建設仮勘定	-	8,692,916	-	-	-	-	-	8,692,916	6,600,000	15,292,916
無形固定資産	-	1	-	-	239,792	-	2,355,596	2,595,389	1	2,595,390
投資その他の資産	451,018,580	736,663,681	563,773,225	1,014,791,805	759,214,610	97,720,692	375,848,817	3,999,031,410	664,865,087	4,663,896,497
現金及び預金	56,684,199	92,584,191	70,855,248	127,539,448	95,418,402	12,281,576	47,236,832	502,599,896	82,498,935	585,098,831
その他 (注)	44,361,248	71,971,726	55,554,322	99,144,723	74,174,941	9,547,270	36,720,268	391,474,498	64,135,792	455,610,290

〈注記〉

1. 事業の種類区分方法

年度目標等における一定の事業等のまとまりごとの区分に基づくセグメント情報を開示しています。

2. 各区分の主要な業務

(1) 農業生産資材における安全の確保等に関する業務

- ① 肥料及び土壌改良資材関係業務
- ② 農薬関係業務
- ③ 飼料及び飼料添加物関係業務

(2) 食品表示の監視及び日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務

- ① 食品表示の監視に関する業務
- ② 日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務

(3) 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務

(4) その他の業務

3. 行政コストのうち、法人共通については、事業以外の配賦不能コストとして1,155,542,064円を計上しています。

4. 事業収益には臨時収益が含まれていません。

5. 事業費用のうち、法人共通については、事業以外の配賦不能費用として1,088,692,773円を計上しています。

6. 事業収益のうち、法人共通については、事業以外の配賦不能収益として1,049,219,327円を計上しています。

7. 臨時損失のうち、法人共通については、事業以外の配賦不能損失として1円を計上しています。

8. 臨時利益のうち、法人共通については、事業以外の配賦不能利益として1円を計上しています。

9. 総資産のうち、法人共通については、事業以外の配賦不能資産として5,729,505,871円を計上しています。

10. (注)総資産の「その他」は、棚卸資産、前払費用、賞与引当金見返、未収金及び立替金の合計額です。

11 主な資産及び負債の明細

(1) 現金及び預金 (単位: 円)

摘 要	金 額
普通預金	585,095,531
当座預金	3,300
計	585,098,831

(2) 未収金 (単位: 円)

摘 要	金 額
補助金	28,545,000
その他	5,770
計	28,550,770

(3) 未払金 (単位: 円)

摘 要	金 額
人件費の類	175,888,320
物品購入の類	8,715,386
その他(光熱費・旅費・役務費)	181,715,598
計	366,319,304

(4) 資産見返負債

① 資産見返運営費交付金

(単位: 円)

摘 要	期首残高	当期増加額	当期減少額	減価償却相当額	減損損失相当額	差引期末残高
建物	113,026,823		-	19,261,955	-	93,764,868
構築物	13,720,247	-	-	471,119	-	13,249,128
機械及び装置	36,705,149	6,151,200	-	9,808,330	-	33,048,019
車両運搬具	4	-	-	-	-	4
工具器具備品	281,049,557	130,166,674	40	100,331,799	-	310,884,392
商標権	284,048	-	-	44,256	-	239,792
ソフトウェア	3,186,970	-	-	831,372	-	2,355,598
計	447,972,798	136,317,874	40	130,748,831	-	453,541,801

② 資産見返補助金等

(単位: 円)

摘 要	期首残高	当期増加額	当期減少額	減価償却相当額	減損損失相当額	差引期末残高
工具器具備品	-	28,545,000	-	475,750	-	28,069,250
計	-	28,545,000	-	475,750	-	28,069,250

(5) その他

肥料の登録及び農薬の登録、登録票の書替等に係る受付及び調査は当法人で行っていますが、手数料の納付方法は収入印紙により納付することとなっていることから、当法人の収入とはならず国の歳入となっており、これらは財務諸表上には全く現れません。

① 肥料の登録に係る受付及び調査 30,582,600円 (令和5年度 収入印紙での納付合計額)

② 農薬の登録、登録票の書替等に係る受付及び調査 483,913,600円 (令和5年度 収入印紙での納付合計額)

計 514,496,200円

令和5事業年度

決算報告書

独立行政法人農林水産消費安全技術センター

令和５年度決算報告書

(単位：円)																				
区 分	肥料及び土壌改良資材関係業務				農業関係業務				飼料及び飼料添加物関係業務				食品表示の監視に関する業務				日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務			
	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考
収入																				
運営費交付金	609,967,000	609,967,000	-		1,084,528,000	1,084,528,000	-		853,678,000	853,678,000	-		1,427,457,000	1,427,457,000	-		979,676,000	979,676,000	-	
農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業費補助金	-	-	-		-	-	-		-	-	-		-	-	-		28,555,000	28,545,000	10,000	
施設整備費補助金	-	-	-		-	-	-		-	-	-		-	-	-		-	-	-	
受託収入	-	94,444	△ 94,444		-	-	-		-	246,050	△ 246,050		405,000	49,256	355,744	※A	2,140,000	4,015,860	△ 1,875,860	※B
諸収入	1,583,000	5,516,996	△ 3,933,996		-	981,197	△ 981,197		37,387,000	36,914,925	472,075		-	887,123	△ 887,123		240,000	744,959	△ 504,959	
検査等手数料収入	-	-	-		-	-	-		23,701,000	22,216,538	1,484,462		-	-	-		-	-	-	
食品認定手数料収入	-	-	-		-	-	-		-	-	-		-	-	-		240,000	216,377	23,623	
検定手数料収入	-	-	-		-	-	-		7,036,000	5,448,700	1,587,300	※C	-	-	-		-	-	-	
講習事業収入	-	-	-		-	-	-		4,842,000	7,591,037	△ 2,749,037	※D	-	-	-		-	-	-	
その他の収入	1,583,000	5,516,996	△ 3,933,996	※F	-	981,197	△ 981,197		1,808,000	1,658,650	149,350		-	887,123	△ 887,123		-	528,582	△ 528,582	
前年度よりの繰越金	-	-	-		-	-	-		-	-	-		-	-	-		-	-	-	
計	611,550,000	615,578,440	△ 4,028,440		1,084,528,000	1,085,509,197	△ 981,197		891,065,000	890,838,975	226,025		1,427,862,000	1,428,393,379	△ 531,379		1,010,611,000	1,012,981,819	△ 2,370,819	
支出																				
業務経費	77,924,000	69,499,974	8,424,026	※H	138,979,000	130,769,631	8,209,369		179,562,000	171,968,308	7,593,692		182,328,000	179,408,758	2,919,242		83,177,000	107,199,706	△ 24,022,706	※I
農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業費	-	-	-		-	-	-		-	-	-		-	-	-		28,555,000	28,545,000	10,000	
施設整備費	-	-	-		-	-	-		-	-	-		-	-	-		-	-	-	
受託経費	-	94,444	△ 94,444		-	-	-		-	246,050	△ 246,050		405,000	49,256	355,744	※A	2,140,000	3,996,960	△ 1,856,960	※B
一般管理費	41,556,000	43,471,283	△ 1,915,283		73,635,000	71,003,096	2,631,904		55,409,000	54,339,104	1,069,896		96,965,000	97,810,389	△ 845,389		68,532,000	73,176,660	△ 4,644,660	
人件費	492,070,000	492,730,472	△ 660,472		871,914,000	804,793,104	67,120,896		656,094,000	615,913,090	40,180,910		1,148,164,000	1,108,643,564	39,520,436		828,207,000	829,429,628	△ 1,222,628	
計	611,550,000	605,796,173	5,753,827		1,084,528,000	1,006,565,831	77,962,169		891,065,000	842,466,552	48,598,448		1,427,862,000	1,385,911,967	41,950,033		1,010,611,000	1,042,347,954	△ 31,736,954	

区 分	食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務				その他の業務				法人共通				合計				
	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考	
収入																	※ A 受託の減少に伴い、収入及び支出が減となっています。
運営費交付金	175,119,000	175,119,000	-		506,809,000	506,809,000	-		1,074,278,000	1,074,278,000	-		6,711,512,000	6,711,512,000	-		
農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業費補助金	-	-	-		-	-	-		-	-	-		28,555,000	28,545,000	10,000		※ B 受託の増加に伴い、収入及び支出が増となっています。
施設整備費補助金	-	-	-		-	-	-		57,308,000	335,238,750	△ 277,930,750	※G	57,308,000	335,238,750	△ 277,930,750		
受託収入	-	-	-		-	-	-		-	-	-		2,545,000	4,405,610	△ 1,860,610		※ C 飼料添加物の検定検査件数の減少に伴い、検定手数料収入が減となっています。
諸収入	-	1,650,000	△ 1,650,000		2,906,000	2,528,717	377,283		516,000	1,315,198	△ 799,198		42,632,000	50,539,115	△ 7,907,115		
検査等手数料収入	-	-	-		-	-	-		-	-	-		23,701,000	22,216,538	1,484,462		※ D 飼料管理者講習会の受講者数の増加に伴い、講習事業収入が増となっています。
食品認定手数料収入	-	-	-		-	-	-		-	-	-		240,000	216,377	23,623		
検定手数料収入	-	-	-		-	-	-		-	-	-		7,036,000	5,448,700	1,587,300		※ E 事業講習会の開催数の減少に伴い、講習事業収入が減となっています。
講習事業収入	-	-	-		2,906,000	2,528,717	377,283	※E	-	-	-		7,748,000	10,119,754	△ 2,371,754		
その他の収入	-	1,650,000	△ 1,650,000		-	-	-		516,000	1,315,198	△ 799,198	※F	3,907,000	12,537,746	△ 8,630,746		※ F 分析機器等の売払いに伴い、その他収入が増となっています。
前年度よりの繰越金	-	-	-		-	-	-		-	50,952,258	△ 50,952,258		-	50,952,258	△ 50,952,258		
計	175,119,000	176,769,000	△ 1,650,000		509,715,000	509,337,717	377,283		1,132,102,000	1,461,784,206	△ 329,682,206		6,842,552,000	7,181,192,733	△ 338,640,733		※ G 事業計画の施設整備のほか、名古屋センター検査施設整備に伴い、収入及び支出が増となっています。
支出																	
業務経費	53,413,000	49,405,984	4,007,016		32,260,000	33,473,667	△ 1,213,667		-	-	-		747,643,000	741,726,028	5,916,972		※ H 他の業務への振替に伴い、支出の減となっています。
農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業費	-	-	-		-	-	-		-	-	-		28,555,000	28,545,000	10,000		
施設整備費	-	-	-		-	-	-		57,308,000	335,238,750	△ 277,930,750	※G	57,308,000	335,238,750	△ 277,930,750		※ I 立入検査件数の増加及び国際会議の開催に伴い、支出が増となっています。
受託経費	-	-	-		-	-	-		-	-	-		2,545,000	4,386,710	△ 1,841,710		
一般管理費	9,478,000	9,418,778	59,222		37,182,000	36,226,069	955,931		243,132,000	296,491,383	△ 53,359,383	※J	625,889,000	681,936,762	△ 56,047,762		※ J 合同庁舎ＬＥＤ改修工事（繰越積立金）に伴い、支出が増となっています。
人件費	112,228,000	106,758,269	5,469,731		440,273,000	410,608,727	29,664,273		831,662,000	801,722,773	29,939,227		5,380,612,000	5,170,599,627	210,012,373		
計	175,119,000	165,583,031	9,535,969		509,715,000	480,308,463	29,406,537		1,132,102,000	1,433,452,906	△ 301,350,906		6,842,552,000	6,962,432,877	△ 119,880,877		

令和5事業年度

独立監査人の監査報告書

独立行政法人農林水産消費安全技術センター

独立監査人の監査報告書

令和6年6月7日

独立行政法人農林水産消費安全技術センター

理事長 木内 岳志 殿

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

宮崎 哲二

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

尾川 克明

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第39条の規定に基づき、独立行政法人農林水産消費安全技術センターの令和5年4月1日から令和6年3月31日までの令和5事業年度の財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。以下同じ。）、すなわち、貸借対照表、行政コスト計算書、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細書について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、独立行政法人農林水産消費安全技術センターの令和6年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の運営状況及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に準拠して監査を行った。独立行政法人の監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における会計監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、独立行政法人から独立しており、また、会計監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。この基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表に重要な虚偽表示をもたらす独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表の重要な虚偽表示の要因とならない独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の有無について意見を述べるものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書（会計に関する部分を除く。）である。独立行政法人の長の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における独立行政法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表等に対する監査意見等の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見等を表明するものではない。

財務諸表等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する独立行政法人の長及び監事の責任

独立行政法人の長の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために独立行政法人の長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における独立行政法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における会計監査人の責任

会計監査人の責任は、会計監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正及び誤謬並びに違法行為により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

会計監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は会計監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、会計監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに独立行政法人の長によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表に重要な虚偽表示をもたらす要因となることに十分留意して計画し、監査を実施する。

会計監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び独立行政法人の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<利益の処分に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告>

会計監査人の報告

当監査法人は、通則法第 39 条の規定に基づき、独立行政法人農林水産消費安全技術センターの令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの令和 5 事業年度の利益の処分に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち、会計帳簿の記録に基づく記載部分である。

当監査法人の報告は次のとおりである。

- (1) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- (2) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）は、独立行政法人農林水産消費安全技術センターの財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 決算報告書は、独立行政法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示しているものと認める。

独立行政法人の長及び監事の責任

独立行政法人の長の責任は、法令に適合した利益の処分に関する書類（案）を作成すること、財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示す事業報告書を作成すること、並びに独立行政法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示す決算報告書を作成することにある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における独立行政法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

会計監査人の責任

会計監査人の責任は、利益の処分に関する書類（案）が法令に適合して作成されているか、事業報告書（会計に関する部分に限る。）が財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示しているか、並びに決算報告書が独立行政法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示しているかについて、独立の立場から報告することにある。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、独立行政法人の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、事業報告書の 7. (2) 役員等の状況②会計監査人の氏名又は名称及び報酬に記載されている。

利害関係

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

FAMIC

独立行政法人
農林水産消費安全技術センター

令和5事業年度 事業報告書

自 令和5年4月1日
至 令和6年3月31日



目次

1. 理事長によるメッセージ	3
2. 令和5年度のトピックス	4
3. 法人の目的、業務内容	7
(1) 法人の目的	
(2) 業務内容	
(3) 主な関係法令	
4. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）	8
5. 理事長の理念や運営上の方針・戦略等	9
(1) 運営基本理念及び運営方針	
(2) 未来に向けて	
6. 年度目標及び事業計画	10
(1) 年度目標	
(2) 事業計画	
7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉	13
(1) ガバナンスの状況	
(2) 役員等の状況	
(3) 職員の状況	
(4) 重要な施設等の整備等の状況	
(5) 純資産の状況	
(6) 財源の状況	
(7) 社会及び環境への配慮等の状況	
(8) 法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉	
(9) サステナビリティに関する方針及び取組の概要	
8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策	23
(1) リスク管理の状況	
(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況	
9. 業績の適正な評価の前提情報及び当事業年度の主な業務成果・業務実績	26
(1) 肥料及び土壌改良資材関係業務	
(2) 農薬関係業務	
(3) 飼料及び飼料添加物関係業務	
(4) 食品表示の監視に関する業務	
(5) 日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務	
(6) 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務	
(7) その他の業務	

・ 業務の成果と使用した資源との対比.....	38
3) 主務大臣による過年度の総合評価の状況	
・ 予算と決算との比較.....	40
・ 財務諸表.....	40
・ 財政状態及び運営状況の理事長による説明情報.....	42
・ 内部統制の運用に関する情報.....	43
・ 法人の基本情報.....	45
・ 参考情報.....	49

1. 理事長によるメッセージ

独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「FAMIC」という。）は、食品及び肥料、農薬、飼料といった農業生産資材などの検査、分析を通じてその品質、表示の適正化や安全性の確保に取り組んでいます。

これらの事業を実施するにあたり、FAMICは「確かな技術力による科学的検査・分析により食の安全と消費者の信頼を確保する」ことを基本理念として掲げています。

この理念を実現するため、私は職員の技術力の向上、発信力の強化、さらに情勢変化に柔軟に対応する組織作りを進めてきました。

特に技術力の向上について、共同研究体制の強化、海外技術協力の積極的实施、最新の科学技術習得機会の拡大、各種学会発表や論文投稿などに加え、分析技術の動画化による技術継承にも積極的に取り組んでいます。

令和5年度は、食料安全保障上重要な肥料に、新たに汚泥資源を活用した菌体りん酸肥料を加えるための規格策定や食品偽装解明のための新たな技術開発、ISOの国際会議の開催などにも取り組みました。

このほか、最新の科学的知見で農薬の安全性を確認する再評価、国際的に通用する認定・認証の枠組の提供など、様々な事業を実施しています。

ここ数年、国内では安全に係る検査や認証の不正が大きな社会問題となりました。FAMICに関連する問題でも海外のJAS認証機関等の不適正な運用が発覚したほか、食品の産地偽装など消費者の信頼を失う事案は後を絶ちません。

FAMICはこのような情勢に対応し、正確で確実な業務を行うとともに、技術力の向上と皆様への情報提供に一層努めてまいります。

本事業報告書が、業務実績等報告書や環境報告書などとともに、FAMICの様々な活動についてご理解いただく一助になることを願っております。

FAMIC（ファミック）
独立行政法人 農林水産消費安全技術センター
理事長

木内 岳志



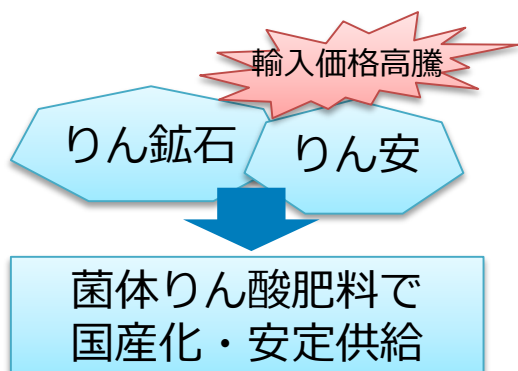
2. 令和5年度のトピックス

○肥料関係業務

・ 輸入原料への依存から、国内資源活用への転換

- 令和5年10月に、国内資源の活用を図るため、汚泥を原料とした「菌体りん酸肥料」の公定規格が新たに創設されました。
- FAMICは農林水産省と連携して品質管理に必要な事項の検討を行い、この肥料の登録に必要な調査や、登録を行う都道府県への支援を行っています。
- また、く溶性りん酸※の含有量の保証に、肥料等の試験方法を定めた「肥料等試験法」が適用できるか調査し、農林水産省へ報告しました。

※く溶性りん酸：植物の根が分泌する根酸に溶けるりん酸で効き目は比較的穏やか。
分析法上はクエン酸2%水溶液（弱酸性）に溶ける肥料成分。



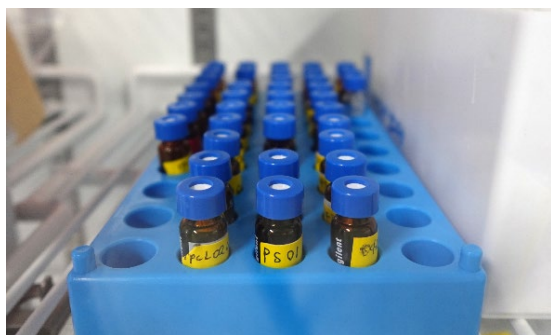
汚泥資源（りん含有）の利用拡大に貢献

詳しくは27ページへ

○農薬関係業務

・ 分析が困難な植物由来成分の分析

- 農林水産省からFAMICに、成分の詳細が不明な生産資材の緊急分析要請があり、迅速に対応したところ、農薬として登録されていない成分が含まれていることを確認しました。
- 農林水産省へ速やかに報告するとともに、販売業者に販売の中止と自主回収の指導を行い、消費者や農家への安全確保に貢献しました。



農薬取締行政に貢献

詳しくは29ページへ

○飼料関係業務

・飼料の安全性を確保しつつ農家のニーズに対応

- 飼料関係者からハイキュー配合の牛用飼料に、モネンシンナトリウム（MN）※を使用できるようにして欲しいとの要望があり、農林水産省からFAMICに、安全性の管理に必要な迅速定量法という分析方法により、上記飼料中のMNが正確に定量可能かの確認を要請され対応しました。
- その結果、迅速定量法が適用可能であることを確認して速やかに農林水産省に報告し、要請から約2か月という短期間でハイキュー配合の牛用飼料にMNが使用できるようになりました。
- また、MNの別の分析方法であるLC法及び平板法も同様に確認し、いずれも適用可能であることを確認しました。

※モネンシンナトリウム：飼料添加物であり、成長促進を目的に使用する抗生物質。



迅速定量法

MN特有の波長の吸光度を測定し、MNを定量する方法。結果判明まで2～3時間。

LC法

液体クロマトグラフ(LC)という装置を用いてMNを定量する方法。結果判明まで半日。

平板法

MN共存下で発育しない試験菌を培養し、生じた発育阻止円の大きさによりMNを定量する方法。結果判明まで1日。

飼料の安全性と農家のニーズに対応

詳しくは31ページへ

○表示監視業務

・遺伝子組換え表示の制度改正に対応

- 食品表示基準の改正により、令和5年4月以降、「遺伝子組換えでない」と表示できるのは、分別生産流通管理※の実施に加えて、遺伝子組換え農産物の混入が認められない（不検出）場合のみと厳格化されました。
- FAMICは、こうした遺伝子組換え表示制度の改正を踏まえ、農林水産省と連携して、新たな遺伝子組換え表示について監視や立入検査を行いました。

※分別生産流通管理：遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物を生産、流通及び加工の各段階で分別管理し、そのことを証明する書類で明確にした管理の方法。

「遺伝子組換えでない」と表示できる食品

分別生産流通管理を行い、遺伝子組換え農産物の混入を5%以下に抑えているもの



分別生産流通管理に加え、遺伝子組換え農産物の混入がないと認められるもの



遺伝子組換え表示の適正化に貢献

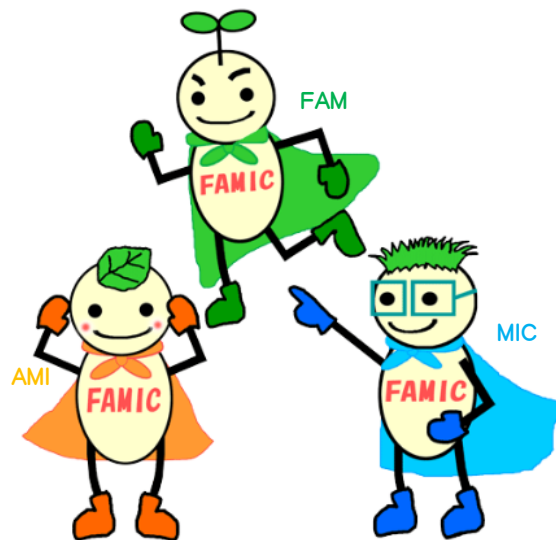
詳しくは33ページへ

- FAMICは、国際規格に日本の意見を反映させるため、農林水産省、研究機関、民間有識者等と協力し、日本の農林水産物の輸出拡大に寄与する国際規格が制定されるよう、世界各国の会議に参加しています。
- 令和6年1月には、食品に関わる国際会議（ISO/TC34総会及び関連会議）をFAMICが招致し、日本が提案した「災害食の品質に関する規格」が、国際規格制定に向けて動き出しました。



国際規格からの輸出実績向上に期待

詳しくは35ページへ



FAMICシンボルマーク



食品、肥料・飼料、農薬の印象をそれぞれオレンジ、緑、青で示し、3分野が1本の縄のように強固に結びついていくことを、DNAの二重らせんになぞらえ、同時に『農場から食卓まで』つながるフードチェーンもイメージし、ロゴで一体感を表しています。

3. 法人の目的、業務内容

(1) 法人の目的

FAMICは、一般消費者の利益の保護に資するため、農林水産物、飲食料品及び油脂の品質及び表示に関する調査及び分析、農林物資等の検査等を行うことにより、これらの物資の品質及び表示の適正化を図るとともに、肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材の検査等を行うことにより、これらの資材の品質の適正化及び安全性の確保を図ることを目的としています。（独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成11年法律第183号。以下「センター法」という。）第3条）

(2) 業務内容

FAMICは、センター法第10条に基づき、次の業務を行うこととされています。

- ① 食品等の品質及び表示に関する調査、分析並びにこれらに関する情報提供
- ② 食品等の消費の改善に関する技術上の情報収集、整理、提供
- ③ 日本農林規格、食品表示基準等が定められた食品等の検査
- ④ 日本農林規格等に関する認証等の適正な実施に必要な能力に関する評価、指導
- ⑤ 食品等の品質管理及び表示に関する技術上の調査、指導
- ⑥ 食品等の検査技術に関する調査、研究及び講習
- ⑦ 肥料、農薬、飼料等の検査
- ⑧ 飼料等の検定、表示に関する業務
- ⑨ 飼料等の登録検定機関が行う検定に関する技術上の調査、指導
- ⑩ 飼料等の製造設備、製造管理の方法等に関する調査
- ⑪ 上記の業務に附帯する業務
- ⑫ 食品、肥料、農薬、飼料、農林水産物の輸出促進等に関する関係法令に基づく立入検査等
- ⑬ 上記の業務の遂行に支障のない範囲内で認定農林水産物・食品輸出促進団体への協力を行うことができる。

詳細につきましては、次のサイト（e-Gov法令検索）からご覧いただけます。

◇e-Gov法令検索（「農林水産消費安全技術センター法」と入力して検索）

https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/



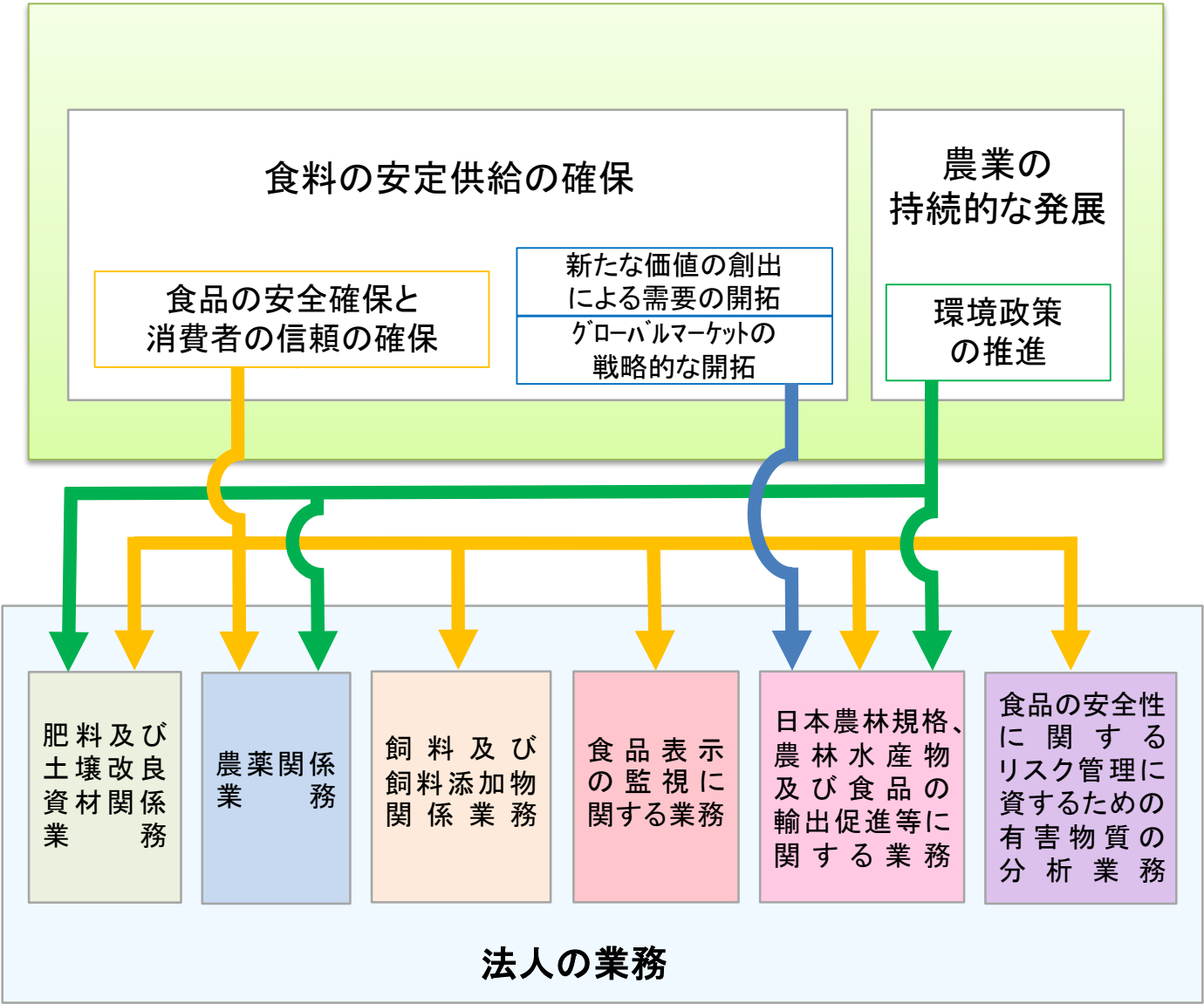
(3) 主な関係法令

- ・食品表示法（平成25年法律第70号）
- ・日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）
- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号。以下「肥料法」という。）
- ・農薬取締法（昭和23年法律第82号）
- ・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。）
- ・愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成20年法律第83号。以下「ペットフード安全法」という。）
- ・地力増進法（昭和59年法律第34号）
- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）
- ・農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号。以下「輸出促進法」という。）

4. 政策体系における法人の位置付け及び役割(ミッション)

FAMICの業務の多くは、農林水産省の政策のうち「食料の安定供給の確保」における政策分野「食品の安全確保と消費者の信頼の確保」の下に位置付けられています。（以下の図をご参照ください。）

FAMICは、長年蓄積してきた科学的知見や培ってきた技術を生かし、関係法令に基づき検査等を実施することで、食料の安定供給と安全確保に関する政策の一翼を担い、行政執行法人として、国の相当な関与の下に国の行政事務と密接に関連した事務・事業を正確かつ確実に実施し、政策課題や社会的課題に貢献します。



注：FAMICの各業務は、P10「6. 年度目標及び事業計画」、P26「9. 業績の適正な評価の前提情報及び当事業年度の主な業務成果・業務実績」等に記載しています。

5. 理事長の理念や運営上の方針・戦略等

(1) 運営基本理念及び運営方針

運営基本理念

確かな技術力による科学的検査・分析により、食の安全と消費者の信頼の確保に貢献します。

運営方針

「技術力」を高め、最新の知見を未来に向かって役立てます。

情勢変化に柔軟に対応する組織を目指します。

社会経済の変動、新たな環境問題、動物の疾病や植物の病害虫の発生などの情勢の変化に注意を払い、新たな課題に柔軟に対応できる組織力を培います。

(2) 未来に向けて

FAMICが存在意義を持ち続け、運営基本理念（ミッション）等を実現するため、以下の課題に取り組みます。

全体戦略

業務の効率化、
重点化等の工夫

財政基盤
の強化

職場環境
の向上

専門家集団としての
高い技術力を維持、向上

蓄積した知見やノウハウ
の社会への還元

事業戦略

肥料及び土壌改良資材関係業務

- ・未利用資源の利用拡大に向け、新たに規格化された汚泥資源を利用した菌体りん酸肥料の品質管理計画の調査に対応
- ・公定法化された肥料等試験法の充実に向け、職員の技術力向上と、調査研究業務を強化

農薬関係業務

- ・業務の重点化・効率化により、農薬の再評価、安全性審査の充実等に伴う業務量の増大にも着実に対応
- ・農薬の環境負荷低減に資するため、生物農薬等の評価を円滑化

飼料及び飼料添加物関係業務

- ・飼料等の安全確保のため、事業者自ら原料から製品までの基本的な安全管理に取り組むGMPの導入を推進
- ・検査・分析技術の更なる向上のため、研究機関等と連携し、共同研究を含め調査研究業務を強化
- ・アジア地域の飼料の安全確保のため、国際機関と連携し、FAMICが有する知識・技術を提供

食品表示の監視に関する業務

- ・食品表示の科学的検査業務について、情勢に応じ緊急度及び重要度の高い品目に重点化するとともに、原産地表示や遺伝子組換え表示等の検査を重点的に実施
- ・原料原産地表示対象の拡大等に対応した分析技術及び判別技術を開発・改良

日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務

- ・農林水産物や食品の輸出促進に貢献できるよう、国際化を見据えてJAS原案を作成
- ・FAMIC認定制度の運用により、農林水産物等の輸出力強化に貢献

食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務

- ・ISO/IEC17025の試験所認定を取得しているかび毒分析等で、信頼ある分析データを提供可能な機関として、共同研究事業への参画を目指す。

注：FAMICの「事業戦略」に関する主な取組は、P26「9. 業績の適正な評価の前提情報及び当事業年度の主な業務成果・業務実績」に記載しています。

6. 年度目標及び事業計画

(1) 年度目標

① 年度目標の概要

年度目標では、農林水産省からの緊急要請業務に最優先で組織的に取り組むこと、検査等業務を的確に実施すること、業務運営の効率化や財務内容の改善を実施すること等が指示されています。

令和5年度目標では、前年度目標と比べて、主に以下の点が変更されました。

- ・海外に原料を依存する肥料の利用を低減していくことが必要な中、国内の未利用資源である下水汚泥等の肥料利用拡大に向けて、肥料業者、都道府県等への肥料の安全性及び品質の確保に係る支援業務が追加されました。

② 一定の事業等のまとまりごとの目標

以下のア～キの業務をそれぞれ一定の事業等のまとまりとして、目標が設定されており、また、これらを細分化した業務ごとに目標や評価のための指標も設定されています。

農業生産資材における安全の確保等に関する業務

- ア 肥料及び土壌改良資材関係業務
- イ 農薬関係業務
- ウ 飼料及び飼料添加物関係業務

食品表示の監視並びに日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務

- エ 食品表示の監視に関する業務
- オ 日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務

食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務

- カ 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務

その他の業務

- キ その他の業務

詳細につきましては、FAMICホームページにて公表しています。

◇令和5年度目標

http://www.famic.go.jp/public_information/tsusoku/mokuhyou-keikaku/



(2) 事業計画

FAMICは、令和5年度目標を達成するため、年度目標で設定された一定の事業等のまとめごとに、「5. 理事長の理念や運営上の方針・戦略等」を踏まえた事業計画を作成しています。令和5年度事業計画の概要は次のとおりです。

事業計画の概要	
第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置	
1 農業生産資材における安全の確保等に関する業務	
(1) 肥料及び土壌改良資材関係業務	
農林水産省等関係機関との連携を密に行いつつ、不適正な肥料等の流通を防ぐための検査の実施、農林水産省が行う肥料の公定規格の改正に資するデータ提供や試験法の開発・改良等について、創意工夫により効果的かつ的確に取り組む。	
(2) 農薬関係業務	
農薬関係業務の実施に当たっては、諸外国における農薬登録制度の運用に関する情報の収集・分析等により検査手法を検討する等の創意工夫により改善を図り、効果的かつ効率的に取り組む。 また、新たな実施体制のもと、農林水産省と連携し、再評価の導入による安全性に関する審査の充実に対応する。	
(3) 飼料及び飼料添加物関係業務	
飼料等の分析技術の進歩等に伴う試験法の点検・改良、適正製造規範（GMP）適合確認業務の信頼性確保等について、的確な情報収集及び効率的な作業分担等の創意工夫や体系的な教育訓練を通じた職員の能力向上等を図り、合理的かつ効果的に取り組む。	
2 食品表示の監視並びに日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務	
(1) 食品表示の監視に関する業務	
全ての加工食品に対する原料原産地表示の義務化に対応するため、新たな品目の産地判別技術の開発及び既に開発済みの技術の精度向上等に取り組むほか、製造業者に対する検査能力の向上に必要な取組を行う等の創意工夫により改善を図り、効果的かつ効率的に取り組む。	
(2) 日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務	
国際的に広く用いられている国際標準化機構が定める枠組みを基本として信頼性の高い認定業務に取り組むとともに、JASの制定等、JAS制度の普及、登録認証機関等及び登録試験業者等の調査、JASに係る検査等について創意工夫により改善を図り、効果的かつ効率的に取り組む。 また、国内の農林水産物及び食品の輸出を更に増大させるため、輸出促進法に基づく登録発行機関及び登録認定機関の登録に係る調査等業務を行う。	
3 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務	
調査分析の品質を保証するため、品質マネジメントの維持、向上に努めるほか、麦類に関するかび毒の調査依頼等に対し、創意工夫により効率的に取り組む。	
4 その他の業務	
各職員が自身の業務を点検し、常に業務改善の意識を持って創意工夫に努め、効果的かつ効率的に業務に取り組む。	

事業計画の概要	
第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置	
1	業務運営コストの縮減
2	人件費の削減等
3	調達等合理化の取組
4	情報システムの整備及び管理
第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	
予算の執行に当たっては、収支計画及び資金計画に基づき適切に実施する。また、自己収入の確保に努める。	
第4 短期借入金の限度額	
限度額を定める。	
第5及び第6 財産処分等の計画	
計画なし	
第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
1	施設及び設備に関する計画
既存の施設・設備の老朽化等に伴う施設の改修を計画的に行う。	
2	職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）
農林水産行政の見直しに対応した国からの要請等に確実に応え、業務を円滑に推進するため、人材確保・育成方針を踏まえた取組を実施する。 職員個々の能力や実績等を的確に把握して適材適所の人材配置を行う。	
3	積立金の処分に関する事項
前年度繰越積立金は、前年度以前に取得し、令和5年度へ繰り越した棚卸資産、前払費用等の費用に充当する。	
4	その他年度目標を達成するために必要な事項
(1)内部統制の充実・強化	
業務方法書に定めた事項を適正に実行するほか、業務改善の機会逸失防止や労働安全衛生に係るリスク管理に取り組む等、内部統制システムの更なる充実・強化を図る。	
(2)業務運営の改善	
理事長のトップマネジメントによる効率的な法人運営と継続的な業務改善活動の推進に取り組む。	
(3)情報セキュリティ対策の推進	
情報セキュリティ・ポリシーに基づく情報セキュリティ対策を講じ、PDCAサイクルにより改善を図る。	

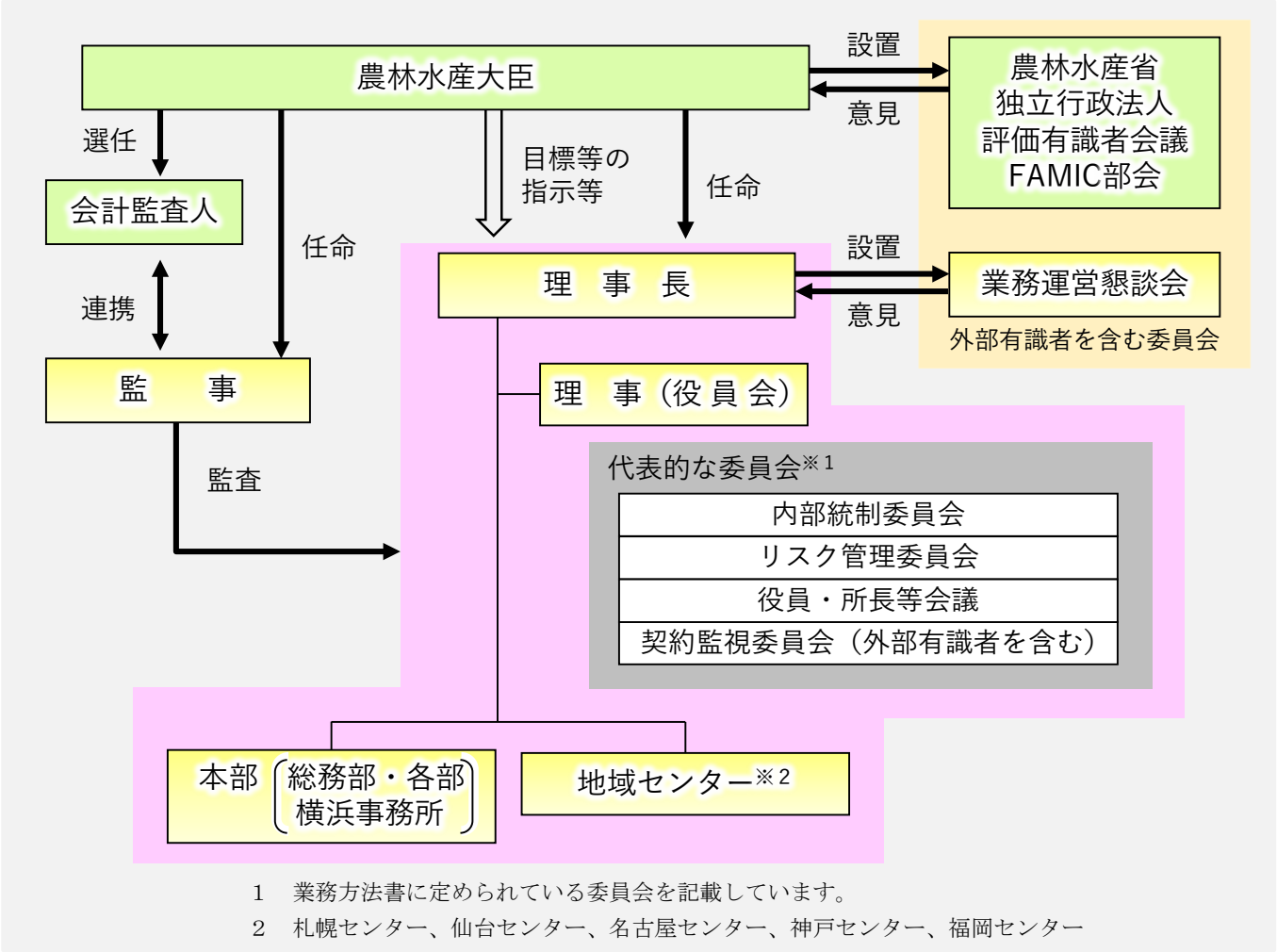
FAMICホームページにて公表しています。



7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

(1) ガバナンスの状況

ガバナンスの体制は次のとおりです。



FAMICは、内部統制規程に基づき、業務の有効性及び効率性、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全、財務報告等の信頼性の確保を柱とする内部統制基本方針を定め、内部統制システムを整備・運用しています。具体的には、理事長のリーダーシップの下で効率的・効果的な業務運営を推進するため、運営基本理念、運営方針、行動指針、コンプライアンス基本方針等の内部統制推進上の基本的な方針や規程類を整備するとともに、定期的に見直しを行っています。

また、内部統制の充実を図るため、役員会、内部統制委員会、リスク管理委員会等の各種委員会により、業務の効率的な運営、法令遵守や危機管理体制をモニタリングするとともに、外部有識者を委員とする業務運営懇談会により、毎年の事業運営について助言を受ける仕組みを設けています。

内部統制システムの整備の詳細につきましては、FAMICホームページにて公表しています。

◇業務方法書

http://www.famic.go.jp/public_information/tsusoku/_doc/gyoumuhouhousyo.pdf



① プロセス評価

業務の質の向上に向けて、また、法人評価において目標達成に係る業務上の創意工夫、努力等の過程を適切に評価するため、「プロセス評価」を導入しています。

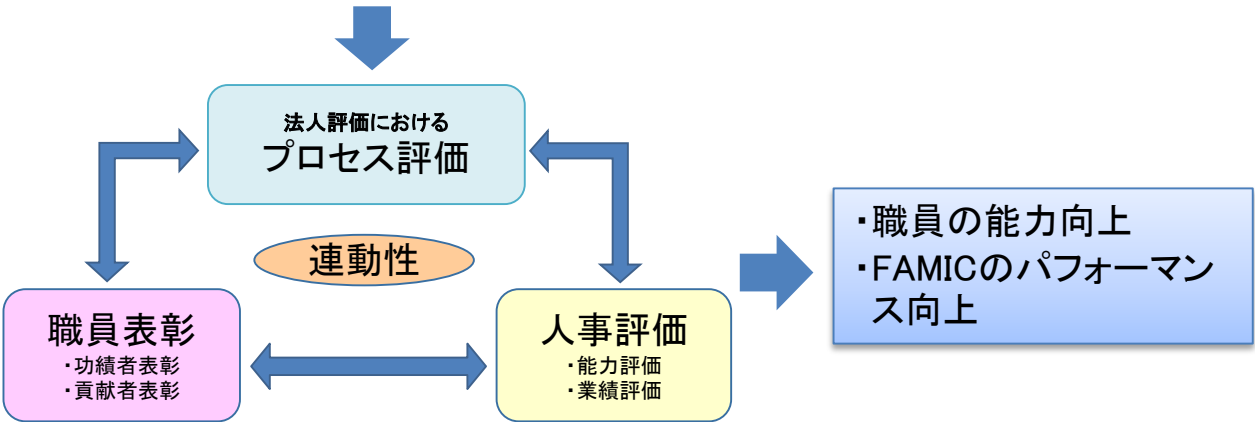
プロセス評価は、業務遂行時の創意工夫等を業績評価にプラスして評価するものであり、職員表彰制度と人事評価をプロセス評価と連動させることで、職員個々の意識を改善して、モチベーションを引き上げ、組織のパフォーマンスの向上を図っています。

プロセス評価の観点

工夫	・業務遂行上、重要な創意工夫であったか
貢献	・FAMICの社会的評価を客観的に向上させる取組であったか（アウトカム）
運営	・経営資源の有効活用を向上させる取組であったか
努力	・相当な努力を費やした取組であったか



職員表彰式の様子



DX推進への対応

ICT技能に基づき機動的な対応を行う等、情報セキュリティを強化していく必要があります。また、世界的にDX推進が

FAMICの今後のDX

(令和6年3月31日現在)

役 職	氏 名	任 期	担 当	経 歴	
理事長	木内 岳志	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 令和 9 年 3 月 31 日		昭和 58 年 4 月 平成 29 年 7 月 平成 30 年 10 月	農林水産省採用 農林水産省東北農政局長 公益社団法人大日本農会技術参事
理事	都築 伸幸	自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 31 日	総合調整・ 食品等 検査担当	平成 4 年 4 月 令和 2 年 8 月 令和 4 年 7 月	農林水産省採用 内閣府食品安全委員会事務局 情報・勧告広報課長 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 仙台センター所長
理事	功刀 豊	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 31 日	評価・ 肥飼料 検査担当	昭和 57 年 4 月 平成 30 年 7 月	農林水産省採用 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 神戸センター所長
理事	高橋 秀一	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 31 日	農業検査 担当	昭和 57 年 4 月 平成 30 年 4 月	農林水産省採用 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 札幌センター次長
監事	飯村 正紀	自 令和 5 年 6 月 16 日 至 令和 9 年 3 月 31 日 ※		昭和 62 年 4 月 令和 2 年 4 月	大正海上火災保険株式会社入社 三井住友海上火災保険株式会社理事 (関西本部大阪北支店長)
監事 (非常勤)	服部 夕紀	自 令和 元 年 6 月 15 日 至 令和 9 年 3 月 31 日 ※		現 公認会計士	

※監事の任期の末日は、理事長の任期の末日を含む事業年度についての財務諸表承認日となります。

FAMICの
監査証明業務に基づく報酬の額は6,178千円です。また、当該監査法人及び当該監査法人と
同一のネットワークに属する者に対する当事業年度のFAMICの非監査業務に基づく報酬はあ
りません。

[://www.grantthornton.jp/aboutus/audit/](http://www.grantthornton.jp/aboutus/audit/)



633人（前年度末比10名増、1.6％増）であり、平均年齢は
45.8歳（前年度末45.4歳）となっています。このうち、国等からの出向者は58人、他の独立
行政法人からの出向者は1人、令和6年3月31日付け退職者は10人です。

ダイバーシティ&インクルージョン※

【ワークライフバランスの実現】

全ての職員が働きやすい職場作りを目指し、妊娠・出産・育児・介護に係る両立支援制度や、多様で柔軟な働き方を可能にするためのフレックスタイム・在宅勤務等の各種制度を設けるほか、これら制度の理解及び利用促進に向け、管理職を含めた研修を実施しています。令和5年度は、在宅勤務をより取得しやすい制度となるよう、実施制限の緩和を行いました。

また、「次世代育成支援行動計画」を策定して以下の目標に取り組むとともに、組織全体にワークライフバランスの考え方が広く浸透するよう、職員の育児休業取得に関する事例を収集し、フィードバックすることを目的として「FAMIC育児休業ハンドブック」を作成しました。



FAMIC次世代育成支援行動計画(抜粋) (R2.4.1～R7.3.31)	目標(計画終了まで)	令和5年実績
育児休業の取得	女性職員 100% 男性職員 10%以上	女性職員 100% 男性職員 54%
男性職員の育児参加休暇	配偶者出産休暇 90%以上 育児参加休暇 90%以上	配偶者出産休暇 100% 育児参加休暇 100%
年次休暇取得日数年間12日以上	100%	86.6%

【多様な人材の活躍】

女性がより一層活躍できる環境を整備するため、「女性活躍推進法に基づく一般事業主計画」を策定し、以下の表にある目標に取り組んでいます。令和5年度は、「女性活躍を推進するためには～「無意識のバイアス」について考えよう！～」をテーマに女性職員を対象とした座談会を実施しました。

また、60歳以降も引き続きFAMICで勤務する職員を対象に、自身のキャリアを振り返り、今後の自分の在り方等を考えることを目的とした研修を実施しました。今後も、年齢・性別にかかわらず、職員が職場で持続的に十分、力を発揮できるよう、取組を行っていきます。



女性活躍推進法に基づく 一般事業主行動計画(抜粋) (R3.4.1～R8.3.31)	目標(計画終了まで)	令和5年度実績
新規採用者女性割合	35 %以上	72.7%
役員に占める女性割合13%以上	13 %以上	16.7%
管理職に占める女性割合	6.9%以上	5.8%

※ダイバーシティ&インクルージョンとは、人材の多様性を認め、受け入れて生かすことを意味します。

(4) 重要な施設等の整備等の状況

① 当事業年度中に完成した主要な施設等

名古屋センター 入居する名古屋農林総合庁舎の廃止に伴うセンター庁舎の
移転整備工事（うち用地等取得費分）

② 当事業年度中において継続中の主要な施設等の新設・拡充

農薬検査部 空調設備改修工事

③ 当事業年度中に処分した主要な施設等

該当ありません。

(5) 純資産の状況

① 資本金の額

(単位：百万円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	10,110	-	-	10,110
資本金合計	10,110	-	-	10,110

② 目的積立金の申請状況、取崩内容等

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第44条第3項に定める目的積立金はありません。

当事業年度に増となった前事業年度繰越積立金51,935,799円は、自己財源で取得した償却資産の簿価（減価償却費充当）、前払費用、棚卸資産及び合同庁舎LED工事費に係る現預金であり、令和5年度発生額（51,429,644円）を取崩し、当該費用としました。

なお、令和4事業年度から令和5事業年度への前事業年度繰越積立金の当期期首残高387,880円は、令和4事業年度が終了したため積立金へ振替を行いました。

(6) 財源の状況

① 財源の内訳

(単位：百万円)

区 分	金 額	構成比率 (%)
収入		
運営費交付金	5,985	86.7%
事業収益	42	0.6%
受託収入	4	0.1%
資産見返運営費交付金戻入	131	1.9%
賞与引当金見返に係る収益	426	6.2%
退職給付引当金見返に係る収益	310	4.5%
雑益	1	0.0%
合 計	6,900	100%

注：1. 単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。
2. 損益計算書上の財源状況を示しています。

② 自己収入に関する説明

(単位：千円)

区 分		金 額	概 要
受託収入		4,406	
諸収入	検査等手数料収入	22,433	GMP適合確認事業場の検査、輸出用飼料等の製造事業場の調査等による収入
	検定手数料収入	5,449	特定飼料等の検定による収入
	講習事業収入	10,120	農林物資等、肥料、農薬、飼料等及び土壌改良資材の検査技術等に関する講習による収入
	その他の収入	12,538	抗菌性物質標準製剤の配布、肥料認証標準物質の配布等による収入
合 計		54,945	

注：１．単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。
２．収入予算の決算状況を示しています。

(7) 社会及び環境への配慮等の状況

① 社会貢献活動の推進

FAMICが行っている食品の安全と消費者の信頼の確保のための業務について理解を深めていただけるよう、施設見学、一般公開等を行っています。

ア 施設見学

全国８カ所（札幌市、仙台市、さいたま市、東京都小平市、横浜市、名古屋市、神戸市、福岡市）で施設見学を受け入れています。

なお、令和５年度は、合計44回、326名の方が利用されました。



標準的な見学コース



FAMICホームページにて紹介しています。



イ イベントへの出展

農林水産省「消費者の部屋」で「食の安全と消費者の信頼確保を科学の力で！」の展示を行ったほか、こども霞が関見学デーへのWeb出展、「農林水産祭 実りのフェスティバル」への出展（パネル展示）、「アグリビジネス創出フェア」へのブース及びWeb出展を行っています。



「消費者の部屋」展示の様子



「実りのフェスティバル」の様子

ウ 農薬検査部の施設見学・一般公開

農薬検査部では農薬や農薬の安全性審査について身近に感じていただけるよう、例年、施設の一般公開を行っています。令和5年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止等の理由から規模を縮小し、職員による、農薬についての講義「農薬のお話」と施設見学を2日間に分けて開催しました。



一般公開の様子

これまでの一般公開で人気だった実験コーナーで紹介していた科学実験について、また、令和3年度に設置した常設展示室について動画を新たに作成し公開しました。

さらに、小学生を対象に動画公開記念イベントを開催し、動画で紹介した科学実験の一部を実際に体験していただきました。



常設展示室



動画公開記念イベントの様子
(葉っぱスタンプ・こすり絵でしおりを作ろう)



FAMIC作成の科学実験動画（YouTube）

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLAXebzsr9c11r1v22dU9uTdk35dNFYtcW>

一般公開・施設見学の詳細（FAMICホームページ）
<http://www.famic.go.jp/information/ippankoukai/>



② 環境貢献活動の推進

業務活動の中での環境配慮については、「環境配慮の基本方針」及び「環境配慮への行動目標」を定め、取組を計画的・体系的に推進しています。詳細につきましては「環境報告書2024」（令和6年9月公表予定）をご覧ください。

環境配慮の基本方針	環境配慮への行動目標
1 検査・分析等に使用する各種化学物質等の適切な使用、管理、廃棄	・各種関連法令や条例の遵守 ・廃棄物の削減に配慮した化学物質の適正な管理 ・分析終了後の廃有機溶剤等の適正な処理 ・局所排気装置及びスクラバーの使用による大気汚染物質の適正な処理 ・その他実験室等で発生する廃棄物の適正な管理及び処理
2 分析機器等の効率的利用	・省資源、省エネルギーに配慮した分析機器の効率的な利用
3 水、電気、ガス、紙類等の効率的利用とリユース、リサイクル	・水、電気、ガス、ガソリン、灯油等各種資源の消費節減への計画的・体系的な取組 ・物品管理の徹底、紙類の有効活用及び業務の電子化によるペーパーレス化を通じた紙類消費の削減 ・分別廃棄等によるリサイクルの促進
4 グリーン購入法に基づく調達への推進	・グリーン購入法に基づく調達への推進
5 役職員への環境教育の実施、FAMICの環境配慮への取組状況の発信	・上記1から4までの周知・推進に向けた役職員への定期的環境教育 ・定期刊行物、ホームページ、施設見学、一般公開等の機会を活用した取組状況の社会への発信



環境貢献活動の一環として清掃活動を実施



の強みは、これまで蓄積してきた検査・分析をはじめとする専門的知見と技術力

は、食の安全と消費者の信頼の確保に貢献する検査・分析機関であるため、検査・分析に係る信頼性の確保が重要であると考えています。このため、分析に関する国際規格であるISO/IEC17025に基づき業務及び技術管理を実施し、第三者機関によるISO/IEC17025の

FAMIC自身の自己適合宣言に取り組むとともに、目的に応じた精度管理を行い、検査・分析の信頼の確保に組織全体で取り組んでいます。

(9) サステナビリティに関する方針及び取組の概要

～サステナビリティに繋がるSDGsへの貢献～

農林水産省は、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」を策定しました。

FAMICは、みどりの食料システム戦略で2050年までに目指す姿としている、低リスク農業への転換、輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量30%低減、有機農業の取組面積100万ha拡大等に、農薬、肥料、飼料といった農業生産資材及び食品などの検査、調査、分析を通じて貢献しています。

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現のため、2030年を年限とするSDGs (Sustainable Development Goals) の17の国際目標に、FAMICの業務は繋がっています。

① FAMICのSDGsへの主な貢献



FAMICは法律に基づいて、食品、農林水産物が
国内・海外両方に適切に提供されることにコミット！

○ 農業生産資材（農薬、肥料、飼料及び飼料添加物）の
検査等により、その安全性を確保し、食の安全確保、
国民の健康保護等に資する。

○ JAS又は食品表示基準が定められた農林物資等の
検査等により、これらの品質及び表示の適正化を図り、
消費者の利益の保護に資する。

○ ワークライフバランスの配慮、女性のキャリアアップ
等を通じ、社会貢献と働きがいとを両立する。

② 業務ごとのSDGsへの主な貢献

肥料及び土壌改良資材関係業務

- ・ 肥料法に基づく肥料の登録調査や立入検査を実施するとともに、地力増進法に基づく土壌改良資材の立入検査を実施し、農業生産力の維持増進および国民の健康の保護に貢献
- ・ 産業副産物の利用に関する技術協力、技術的知見の提供を通して廃棄物の発生の低減及び持続可能な食料生産システムの確保に貢献



農薬関係業務

- ・ 農薬取締法に基づく農薬の登録及び再評価に係る審査、農薬製造場の立入検査、試験施設のGLP調査を行い、農業生産の安定と国民の健康の保護に貢献
- ・ OECDによるガイダンス文書の作成や、国際食品規格の策定等を行うコーデックス委員会による残留農薬の国際規格の設定等に対して技術的知見を提供し、農薬行政の国際調和に貢献



飼料及び飼料添加物関係業務

- ・飼料安全法に基づき飼料等の立入検査、GMP適合確認等を行い、安全な畜産物の生産に貢献
- ・エコフィード（食品循環資源利用飼料）「認証制度に係る製造基準等適否確認の実施、回収食用油再生油脂に係る確認検査を通して廃棄物の有効利用による畜産物の生産に貢献
- ・有害な試薬を使わない公定法の開発を行い、試験者の健康保護と有害な化学物質の環境への排出低減に貢献
- ・WOAHコラボレーティング・センターとして世界の飼料安全の確保に向け、技術の標準化・普及等にご貢献



食品表示の監視に関する業務

- ・食品表示の適正化により食品の生産や流通の円滑化、消費者の需要に即した食品の生産の振興に寄与することで、持続可能な生産消費形態の確保に貢献



日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務

- ・JASの制定、規格の国際標準化、JAS法に基づく検査、FAMIC認定制度の実施（JASaff認定）（P35参照）により、経済発展と福祉を支える持続可能で強靱なインフラを整備
- ・農林水産物及び食品の輸出促進によって、輸出額を拡大し、国民の所得増加に貢献
- ・輸出促進法に基づき認定された、林産物に係る輸出促進団体が実施する日本産製材輸出標準の策定をサポートすることにより、森林の持続可能な経営に貢献
- ・JASaff認定の下でのオーガニック水産物生産者による継続的な活動を通じて、海の汚染を減らす養殖の発展に貢献
- ・農産物の機能性成分など強みのアピールや農福連携などの取組の推進により、生産者の所得増加に貢献



食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務

- ・実態データが不足している危害要因の情報収集や、国のサーベイランス・モニタリング計画に基づく分析業務を通して食品の安全性向上に貢献



その他業務

- ・食品の表示、JAS、農業生産資材に関する情報を講習会、ホームページ、広報誌、メールマガジン、SNS等を通じて提供し、事業者の技術力向上等に貢献
- ・国際協力専門家としての職員の海外派遣や海外からの研修生の受入を通して海外諸国の技術能力及び食品の安全性の向上に貢献



ダイバーシティ&インクルージョン

- ・リモートワーク環境などワークライフバランスに配慮した勤務形態を整備するとともに、女性のキャリアアップや育児との両立をテーマとした座談会を実施する等、ダイバーシティ&インクルージョンの取組を強化（P16参照）



8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

(1) リスク管理の状況

FAMICは、識別したリスクを評価し、これらを適切かつ効果的に管理・モニタリングするため、リスク管理委員会を設置しています。リスク管理委員会は、リスク評価・対応及びリスク管理について検討し、その結果を内部統制委員会に報告しています。

理事長の指揮の下、効率的・効果的な業務運営を推進するため、3つのディフェンスライン（防御線）の考え方※に基づきリスク管理を実施しています。リスク管理の仕組みは以下のとおりです。

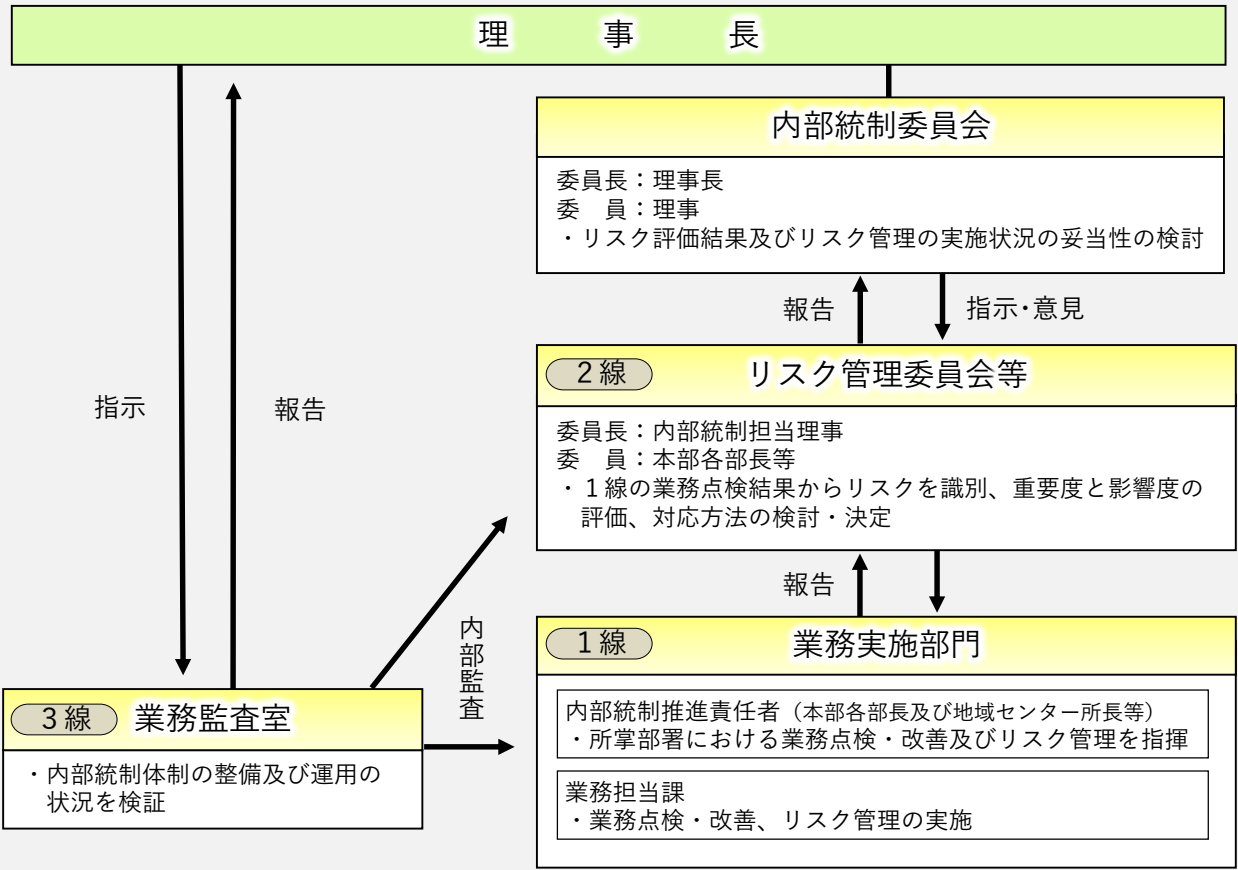
詳細につきましては、FAMICホームページにて公表しています。

◇業務実績等報告書

http://www.famic.go.jp/public_information/tsusoku/houkoku/

◇業務方法書

http://www.famic.go.jp/public_information/tsusoku/doc/gyoumuhouhouhousoyo.pdf



※3つのディフェンスライン（防御線）

リスクとコントロールの有効な管理のためには、理事長の指揮の下で、3つの別々のグループ（1線、2線及び3線）が必要だという考え方を前提として役割と職務を明確にすることにより、リスクマネジメントとコントロールへの理解を深めることを目的としています。

1線：リスクとコントロールを所有し管理します。本部各部、地域センター等の業務実施部門が該当します。

2線：1線を支援してリスクとコントロールをモニターします。企画調整部、総務部及び消費安全情報部と、地域センター等の事業を統制する本部の各事業部及びリスク管理委員会が該当します。

3線：リスクマネジメントとコントロールの有効性に関して理事長に独立的なアシュアランスを提供する内部監査を行います。業務監査室が該当します。

(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

FAMICが保有する主要なリスク及びその対応状況は以下のとおりです。

① 事故・災害等の緊急時に関する対応状況

FAMICは、防災業務計画及び業務継続計画（BCP）を定め、計画に基づく訓練等を行うことにより、災害時の防災体制や農林水産省等との協力体制を整備し、災害発生時にも業務を円滑に継続する体制を整備しています。また、これらの計画を随時見直すことで、事故・災害等の緊急時に発生するリスクに備えています。

具体的には、令和5年度は、有事に混乱が生じるリスクに対し、本部及び地域センターで緊急連絡網を更新するとともに安否確認訓練等の防災避難訓練を実施しリスクへの対応を強化しました。

② 情報セキュリティインシデント発生時の対応状況

FAMICは、保有する情報の安全性を確保し維持するため、情報セキュリティ対策の基本的な方針及び基準を定め、情報セキュリティの確保及びその強化・拡充を図っています。

また、保有する情報及び利用する情報システムに係る脅威の発生の可能性及び顕在時の損失等を分析し、リスクを評価し、必要となる情報セキュリティ対策を講じています。

具体的には、令和5年度は、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和5年度版）」（令和5年7月4日・サイバーセキュリティ戦略本部）に準拠するよう内部規定を整備・見直しするとともに、職場内連絡ツールによる不審メールの注意点の周知、標的型攻撃メール訓練、インシデント発生想定訓練等の実施により、リスクへの対応を強化しました。また、Web会議や在宅勤務制度に対応するICTソフトウェアに関する情報セキュリティのリスクを識別し、引き続き情報セキュリティ教育を実施し、リスクへの対応を強化しました。

③ 業務の執行に関する課題・リスクへの対応状況

令和5年度に、リスク管理委員会が業務の執行に関する主なリスクとして評価、整理したリスクは以下のとおりです。リスク管理委員会は、これらリスクへの対応方針を決定し、モニタリングすることで、リスクへの対応を強化しました。

表：リスク一覧（令和5年度）

主なリスク・課題	対応
物価高騰への対応	・ 効率的な予算執行に努めるとともに、創意工夫により事業計画達成を図る
農薬再評価への対応	・ 審査業務の効率化を図るとともに人員配置の見直し、新規採用等による人員の補充を検討。また、PC増設、マルチディスプレイの整備等によりテレワーク環境を改善
施設・設備・分析機器の整備	・ 業務に支障が生じないよう、耐用年数や現状に応じて適宜、更新、修繕・修理等を実施 ・ ヘリウムガスの供給逼迫により、分析業務に支障が出る可能性があるため、逼迫への対応を実施
技術力の維持・人材確保	・ 共同研究や論文投稿等の外部発信を推進。外部有識者と連携できる仕組みを検討 ・ 分析マニュアルや分析法の動画を整備し、定期的に研修を実施
名古屋センターが入居する名古屋農林総合庁舎の廃止（令和7年度末予定）	・ 東海・北陸地域の業務に支障が生じないよう、業務継続に向け、令和5年度中に移転候補先を決定し、令和6年度の設計の契約手続きの準備を実施
情報漏洩への対応	・ 外部への施行文書の作成方法、送付方法などの業務手順を点検・改善 ・ 課等を単位とする業務点検において、フォローアップを実施

増大するリスク要因への対応

【エネルギー価格高騰への対応】

世界的なエネルギー価格の高騰や円安等の影響により、電力各社の電気料金は高止まりを続けています。これにより、FAMICにおいても電力使用料が増加しており、通常の予算執行に支障を来とし続けている状況になっています。

そこで、職場ごとの節電の取組を行い、FAMIC全体で約0.4%削減しました。令和5年度は節電に加え、パソコンの更新の間隔を伸ばすことによりパソコンの更新台数及び費用を抑制し、予算内で業務を遂行しました。しかしながら、パソコンの計画的な更新は安定的な業務運営に不可欠なものであり、電気料金等の高止まりが続けば、今後も厳しい業務運営が続くと考えられます。

このため、引き続き役職員一同節電に努めるとともに、創意工夫により業務の遂行を図っていきます。



【農薬の再評価への対応】

○農薬の再評価とは

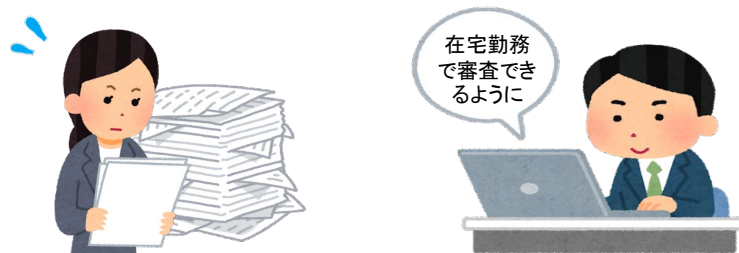
令和3年10月以降、農薬の登録業者から農薬の再評価のための審査資料が提出され、農薬の再評価制度が始まりました。農薬の再評価とは、平成30年の農薬取締法改正により導入された仕組みで、日本で登録されている全ての農薬（約4000剤、約600有効成分）を対象として最新の科学的知見に基づき15年ごとに安全性などを再評価するものです。

再評価は、日本で多く使われている農薬、使用量は多くないものの一日摂取許容量等が低い農薬など評価の優先度を区分し、優先度の高い農薬から行われます。年ごとに対象となる農薬が決められ、令和5年度までに45有効成分の審査資料が提出されました。

○業務効率化と審査体制の整備

農薬の再評価では、多い場合、1つの有効成分につき数百項目以上の試験成績（計5万ページ以上）が提出されます。再評価を円滑に進めるため、重複業務の削減や審査報告書作成業務の見直しなどを行い、業務の効率化を図りました。

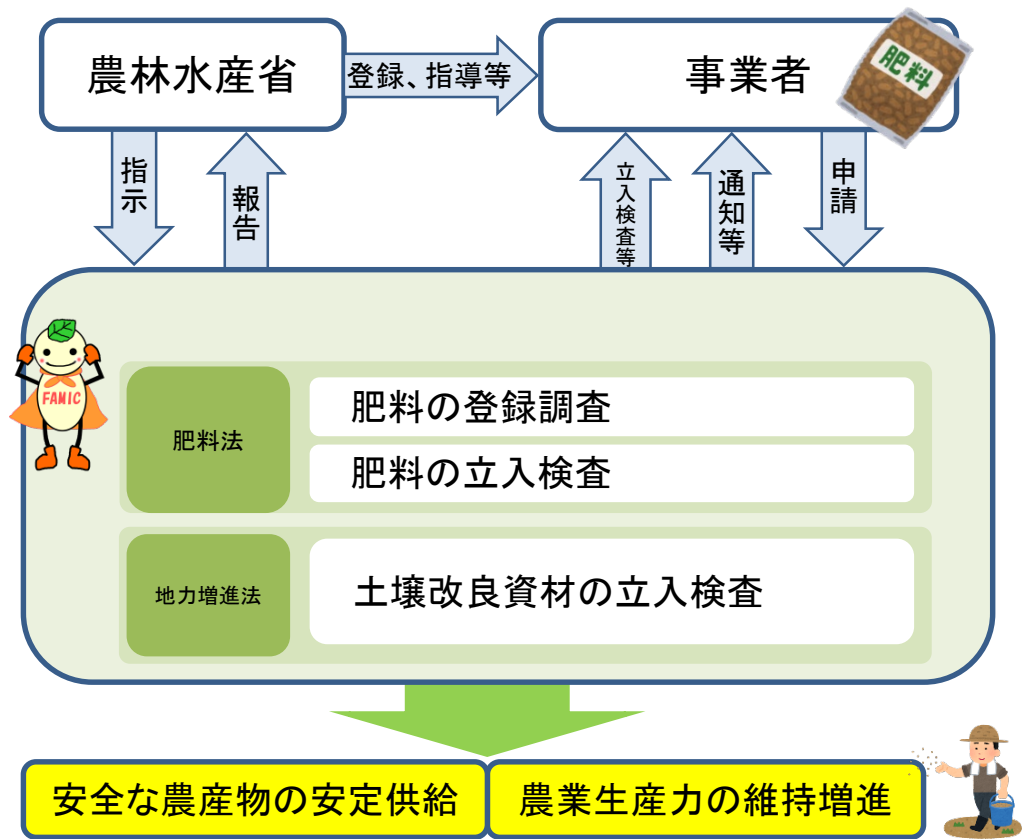
また、試験成績は電磁的記録媒体で提出されることから、クラウド上に保管することで、在宅勤務でも審査できるようシステムを整備しました。さらに専門的な試験成績を審査できる人材の育成に努めるとともに、組織再編による増員を計画し人材配置を見直すことで審査体制を構築しました。



9. 業績の適正な評価の前提情報及び当事業年度の主な業務成果・業務実績

(1) 肥料及び土壌改良資材関係業務

① 業務の主なスキーム



肥料の登録調査	・生産業者等からの登録申請について、申請書の記載事項の調査及び見本肥料の分析・鑑定・栽培試験等を行い、公定規格への適合性を確認
肥料の立入検査	・生産事業場、倉庫等に立ち入り、肥料の生産・出荷に係る帳簿等を検査 ・収去した肥料等は、分析・鑑定・栽培試験等を行い、有効成分や有害成分の含有量が公定規格に適合しているか検査
土壌改良資材の立入検査	・製造事業場等に立ち入り、土壌改良資材の生産・出荷の帳簿等を検査 ・収集した土壌改良資材は、品質が基準に適合しているか検査

詳細につきましては、FAMICホームページにて公表しています。

◇肥料の安全性の確保：

http://www.famic.go.jp/information/business_guidance/01_hiryo/



2050年までに化学肥料の使用量を30%低減する」との目標を掲げ、有機物の循環利用を推進しています。国内資源の有効活用と有機物の循環利用の観点から汚泥資源の利用拡大は喫緊の課題でした。

令和5年度は、汚泥を原料として、肥料成分を保証可能な「菌体りん酸肥料」が令和5年10月に規格化されました。FAMICでは、新たな規格に迅速に対応するため、菌体りん酸肥料の生産業者が作成した品質管理計画の調査を同月から開始しました。

また、FAMICでは、これまで焼却処分されることが多かった、牛肉骨粉の肥料利用を推進するため、肥料生産業者による申請に基づき、製造基準適合確認検査を例年の3倍程度実施するなど、未利用資源を活用した肥料の品質及び安全性の確保に貢献しました。



事業場における肥料の混合作業

イ 肥料等試験法の充実

肥料法に基づき、肥料成分等の分析は、FAMICが定めた分析法である「肥料等試験法」によることとされています。FAMICは、新たな成分や肥料に対応する分析法の開発及び改良、その分析法の性能確認、新しい分析機器を用いた簡便な分析法等についての調査研究を行い、その成果をもとに「肥料等試験法」の改正を行っています。

令和5年度は、苦土(マグネシウム)等の分析法について、国際的に標準とされる分析法の妥当性評価※を行い、共同試験の解析結果を追加しました。また、石こうの石灰全量を分析する際の試料量を改定、植物の生育障害を示すスルファミン酸をイオンクロマトグラフにより測定する方法の改良等を行い、これらを加えて「肥料等試験法(2023)」をホームページに掲載しました。

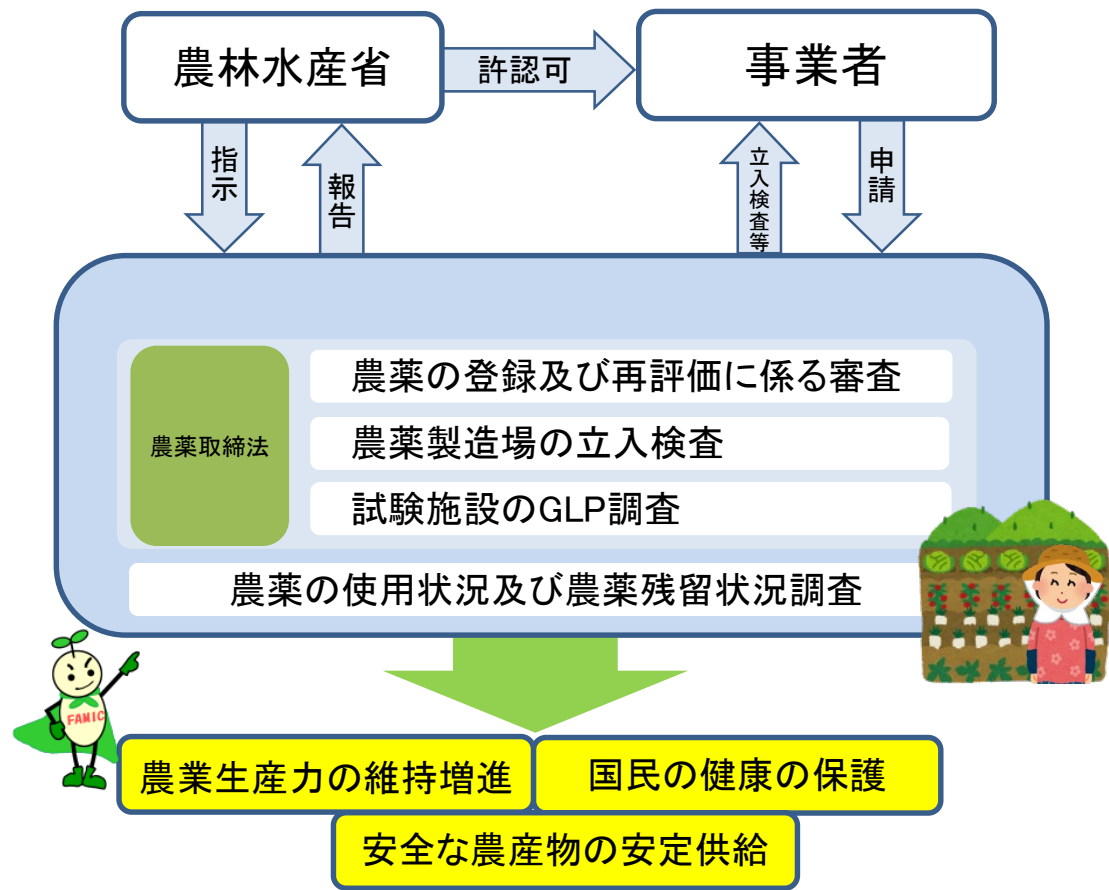
※8試験室以上の共同試験による評価



イオンクロマトグラフによるスルファミン酸の測定

(2) 農薬関係業務

① 業務の主なスキーム



農薬の登録及び再評価に係る審査	・農薬の登録申請者から提出された登録申請書及び試験成績に基づき、農薬としての効果に問題がないか、安全に使用できるか、農産物や土壌・水への残留によってヒトの健康や環境に悪影響を及ぼすことがないか等を総合的に審査 ・農薬の見本品について、その物理的・化学的性状や有効成分の含有濃度等を検査し、農薬の品質を確認 ・法改正により新たに導入された、全ての農薬の有効成分の再評価においても、最新の科学的知見に基づき審査
農薬製造場の立入検査	・農薬製造場に立ち入り、製造に関する帳簿等を検査 ・立入検査で集取した農薬の品質、表示等を検査
試験施設のGLP調査	・農薬の登録申請時に提出される試験成績の信頼性確保のため、試験施設の設備、機器、試験操作、記録及び保管の状況について、GLP基準への適合性を調査
農薬の使用状況及び農薬残留状況調査	・農林水産省が推進する農薬の適正使用に係る施策の基礎資料とするため、農家における農薬の使用状況を調査し、農産物の残留農薬を分析

詳細につきましては、FAMICホームページにて公表しています。

◇農薬検査部の業務の概要

<http://www.acis.famic.go.jp/acis/gyomu.htm>



令和5年度は、農薬成分を含有する可能性がある生産資材について農林水産省から緊急の分析要請を受け、FAMICは直ちに対応し、農薬として登録されていない成分が含まれていることを確認しました。分析の結果を基に、当該資材の販売中止及び自主回収が行われ、農林水産省によって本事案に基づく注意喚起が行われました。



このことは安全が確認できていない資材の流通防止に貢献し、消費者や農家への安全確保や農薬取締行政への信頼確保につながりました。

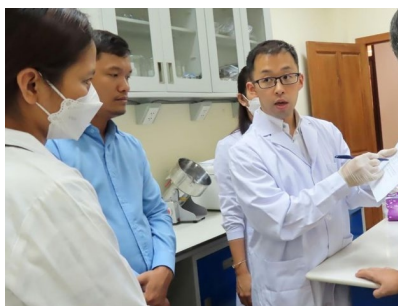
イ 農薬行政の国際調和に係る取組

我が国では、農薬の登録申請時に提出される試験成績の信頼性を確認するため、農薬GLP*制度を導入しています。この制度に基づき、試験施設の設備、機器、試験操作、記録や保管の状況について、FAMICは試験施設の調査を行っています。またOECDの定めた国際ルールでは、GLP適合施設で作成された試験成績は、各国での承認・登録申請に利用できることになっています。



評価チームへの説明の様子

各国で更なる信頼関係を築くため、相互に現地国に赴き、GLP調査当局の状況や調査能力を評価し合うことになっています。令和5年度は、現地評価チームの一員として、5月に職員をギリシャに派遣し、同国のGLP調査当局に対する評価に臨みました。



カンボジアへの専門家派遣

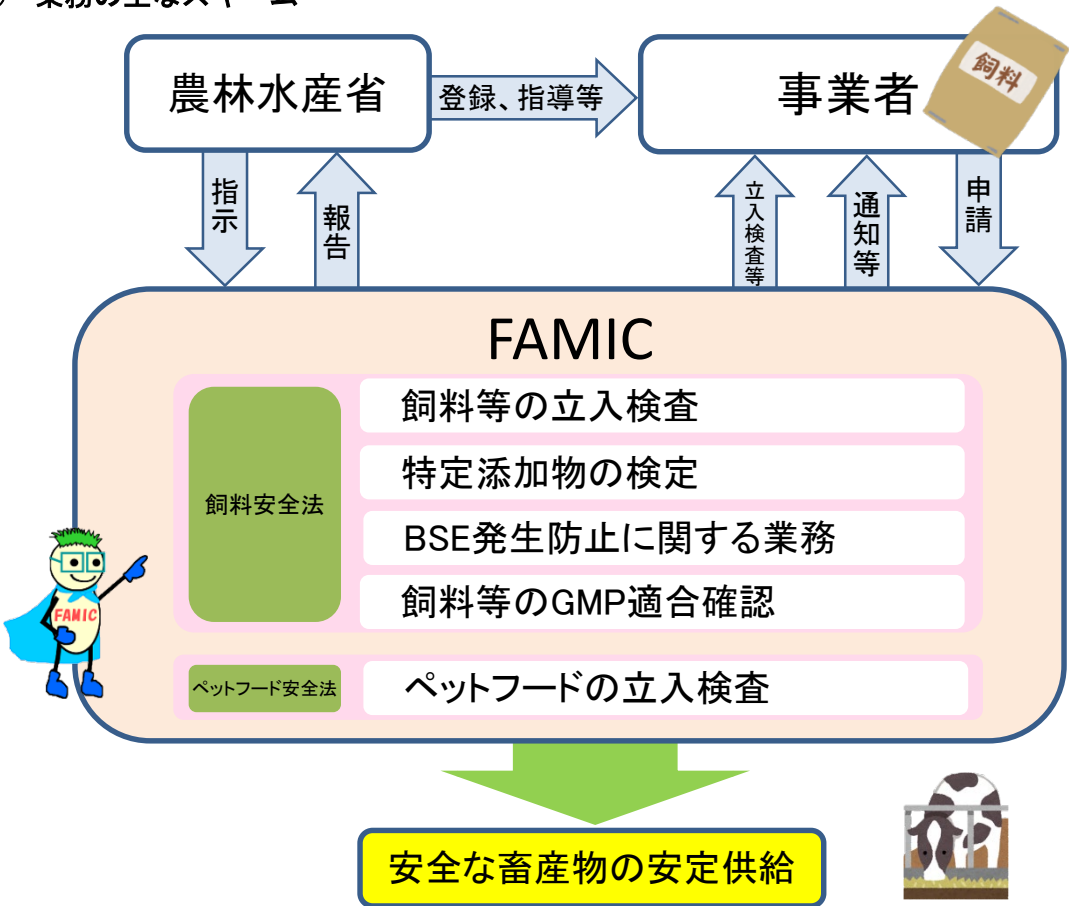
この他、独立行政法人国際協力機構（JICA）からカンボジア農林水産省の傘下である国立農業研究所（NAL）の職員に対する残留農薬分析の技術指導について、昨年に引き続き専門家の派遣要請があり、職員を派遣しました。1か月半に及ぶ派遣では、派遣目的であった玄米中のトリシクラゾールの残留分析の技術指導に加え、同国関係者の理解を深めるために開催されたワークショップ（体験型講習会）についても分析内容の技術的助言を行いました。

本プロジェクト最終の派遣で、NAL職員は既存の分析操作の習得と再現のみならず、分析法の改良にまで踏み込むことができ、関係者と専門的な交流を図ることができました。今後のカンボジア国での残留農薬技術の拡大が期待されます。

※Good Laboratory Practice（優良試験所規範）の略

(3) 飼料及び飼料添加物関係業務

① 業務の主なスキーム



飼料等の立入検査	・飼料及び飼料添加物の製造事業場等に立ち入り、帳簿等を検査 ・収去した飼料等について有害物質が基準の範囲内か等、安全性に関する分析・鑑定を実施
特定添加物の検定	・飼料に用いる特定添加物（飼料添加物である抗生物質）の製造業者等から検定申請があった場合、試験品の採取、試験を行い、合格した製剤へ合格証紙を貼付 ・製造業者の申請に応じ、特定添加物製造設備のGMP適合状況を調査
BSE発生防止に関する業務	・製造業者等の申請に応じ、豚肉骨粉、家きん処理副産物、魚粉等が製造基準（牛由来たん白質が混入しないこと）に適合しているか検査を実施
飼料等のGMP適合確認	・製造業者等の申請に応じ、飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドラインに基づく管理が行われているか現地検査を実施し、確認証を発給
ペットフードの立入検査	・ペットフードの製造事業場等に立ち入り、帳簿等を検査 ・集取したペットフードについて有害物質が基準の範囲内か等、安全性に関する分析を実施

FAMICホームページにて公表しています。

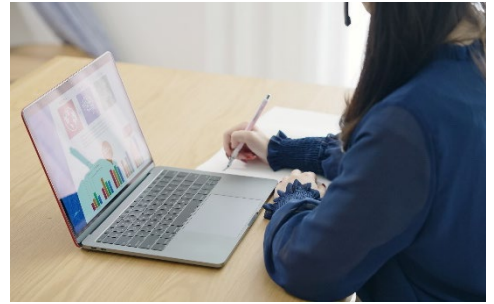
http://www.famic.go.jp/information/business_guidance/03_shiryo/



② 令和5年度の業務成果・業務実績

ア 飼料製造管理者講習会のオンライン開催

安全確保の見地から製造の過程で特別の注意を必要とする飼料等を製造する事業場には、その製造を実地に管理するための「飼料製造管理者」を設置しなければならないという制度があります。飼料製造管理者に選任されるためには資格が必要で、獣医師や大学等において畜産学等の課程を修めている場合のほか、製造の過程で特別の注意を必要とする飼料等の製造業務に3年以上従事し、かつ、FAMICが開催する講習会を受講することでも得ることができます。



イ ハイキューブ配合牛用配合飼料中のモネンシンナトリウムの迅速定量法等の妥当性確認

FAMICは、農林水産省から緊急に対応すべき業務の要請があった場合には、他の業務に優先して、調査、分析又は検査等業務を実施し、その結果を速やかに農林水産省に報告しています。

令和5年度は、飼料関係者から要望のあるハイキューブ配合の牛用配合飼料への飼料添加物のモネンシンナトリウム（MN）の使用を解禁するにあたり、農林水産省から製造事業場に義務づけられているMN管理分析に必要な迅速定量法における同飼料中のMN分析の妥当性確認の実施について緊急要請がありました。FAMICは、要請を受けて同飼料を製造予定の3業者との間で室間共同試験を実施して、MN分析が適用可能であることを確認し、農林水産省に速やかに報告した結果、要請から約2か月の短期間で同飼料へのMN使用が解禁されました。

さらにFAMICは、自主的な取組としてMNの公定分析法である飼料分析基準収載法2法（LC法及び平板法）における単一試験室での同飼料中のMN分析の妥当性確認を実施し、LC法及び平板法ともに適用可能であることを確認しました。

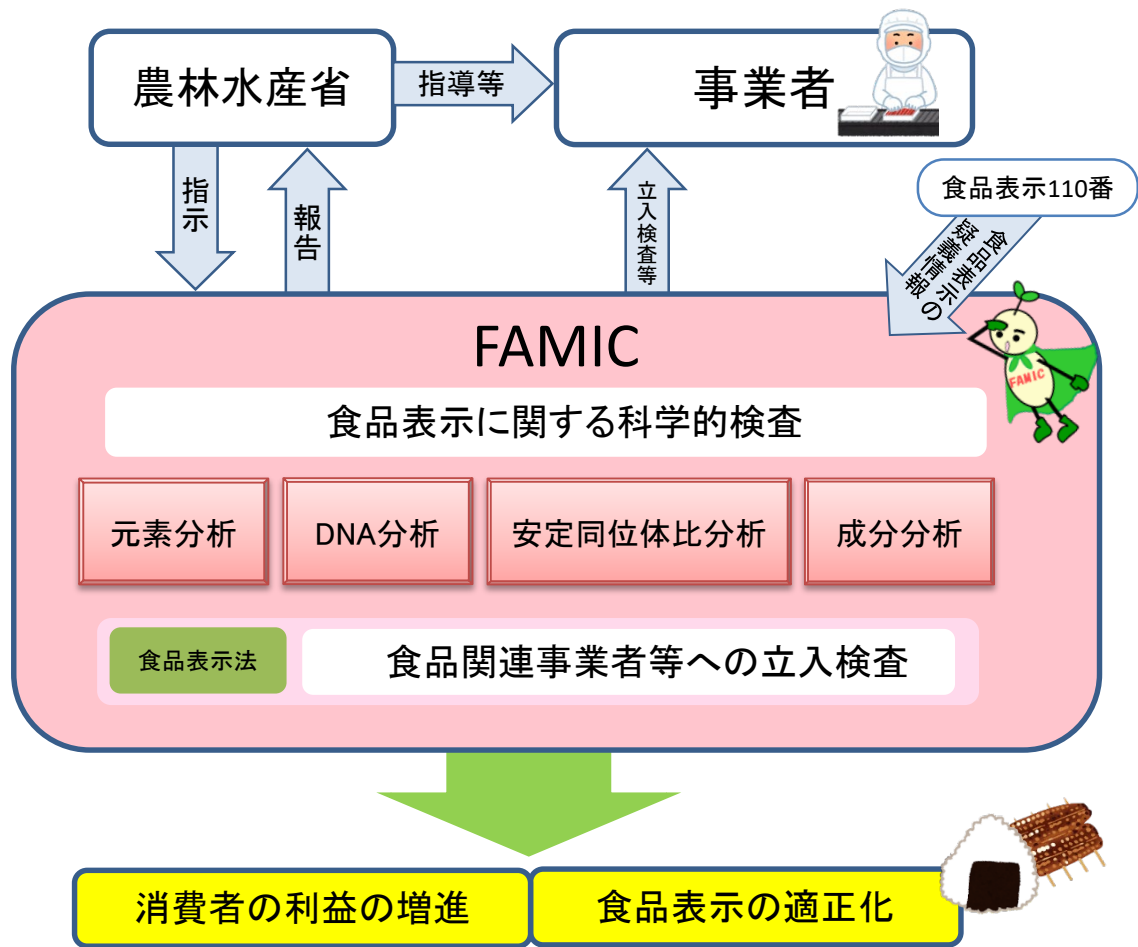
以上により、飼料中のMNの均質性を確保する管理分析としての手法を複数確立し、飼料の安全性の確保と畜産農家のニーズに対応しました。



モネンシンナトリウムの力価測定

(4) 食品表示の監視に関する業務

① 業務の主なスキーム



食品表示に関する科学的検査	・市販の食品を入手し、原産地や品種、加工食品の原材料等が正しく表示されているか、DNA分析、元素分析等の科学的検査を実施
食品関連事業者等への立入検査	・食品関連事業者等に立ち入り、食品、帳簿、書類等を検査

詳細につきましては、FAMICホームページにて公表しています。

◇食品表示の監視：

http://www.famic.go.jp/information/business_guidance/04_labeling/



FAMICは、原産地表示に関する検査を重要事項と位置付け、

ア 食品表示に関する科学的検査

FAMICは、市販の食品について5,680件の検査を実施しました。また、さば加工品やいか加工品等について、農林水産省とともに食品製造業者等に対する立入検査を行い、原産地表示や原材料表示の疑義の解明に結びつけました。その他、不適正表示に関する情報の受付と関係機関への回付、食品表示の監視に活用する分析技術や判別技術の開発・改良等を行いました。



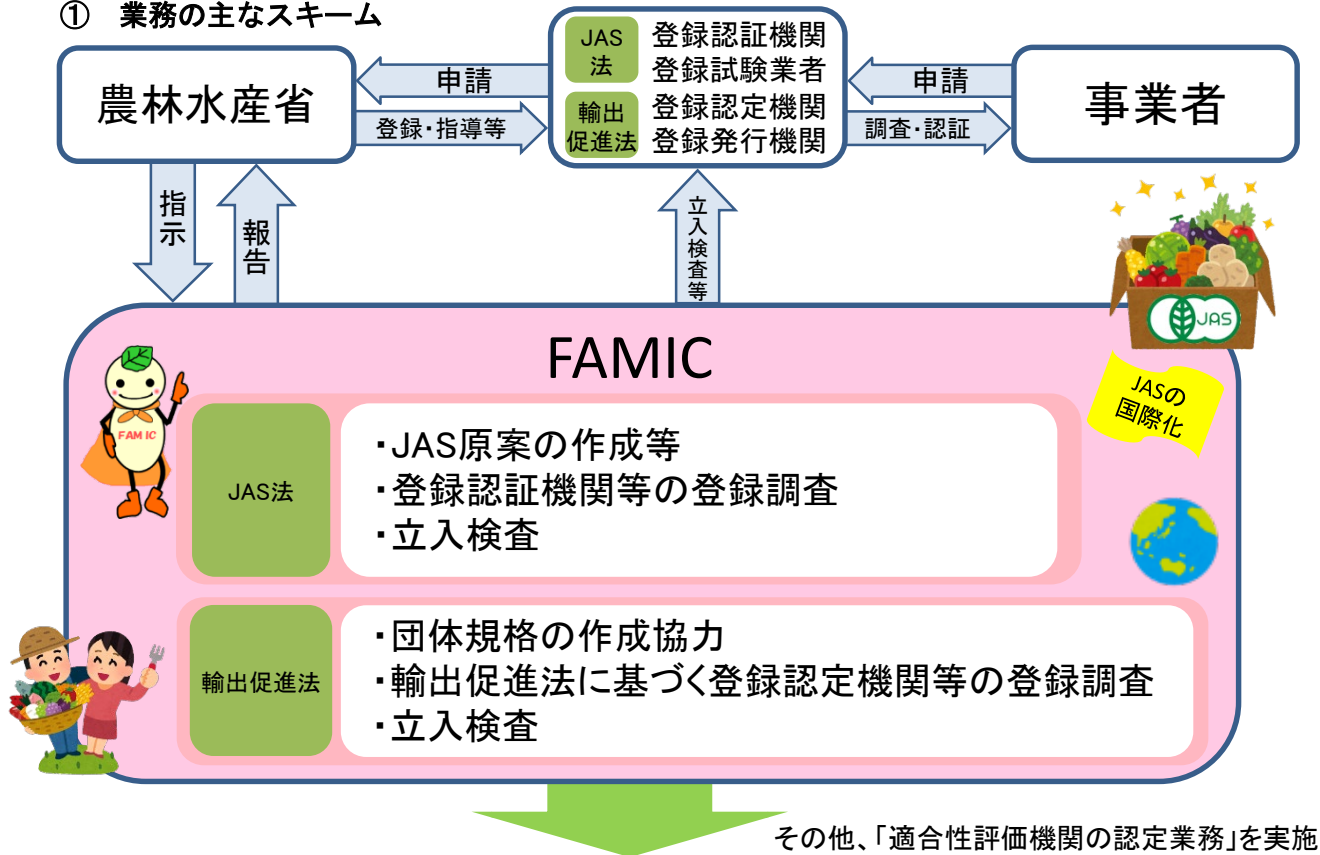
イ 食品表示基準の改正への対応

食品表示基準の改正が令和5年4月に施行されました。これにより、遺伝子組換えに関する新たな任意表示制度において、分別生産流通管理の実施に加えて遺伝子組換え農産物の混入が認められない（不検出）場合にのみ「遺伝子組換えでない」と表示できると定められました。これを踏まえ、FAMICは、改正制度施行以降も円滑に立入検査を実施できるよう、長年実施してきた分別生産流通管理に関する調査で得られた知見を基に立入検査の手法を整理し、不適切な表示が疑われた事案について農林水産省とともに立入検査を行いました。



(5) 日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務

① 業務の主なスキーム



農林水産業及び食品産業等の持続的発展 消費者の利益の保護	
JAS原案の作成及びJAS制度の普及等	・JAS原案の作成及び見直しを実施 ・事業者団体等からのJAS制定・見直しの申出に係るサポートを実施 ・事業者の創意工夫を生かしたJAS活用等を企図して国内外へ制度を普及
JAS法に基づく登録認証機関等の調査	・JAS法に基づき、登録認証機関、登録試験業者等になろうとする機関の登録基準への適合性を調査
JAS法に基づく立入検査	・JAS法に基づき、登録認証機関、登録試験業者、認証事業者等に立ち入り、帳簿等を検査
団体規格の作成協力	・輸出促進法に基づき、輸出促進団体の規格作成に協力
輸出促進法に基づく登録認定機関等の調査	・輸出促進法に基づき、登録認定機関等になろうとする機関の適合性を調査
輸出促進法に基づく立入検査	・輸出促進法に基づき、登録認定機関等に立ち入り、帳簿等を検査
適合性評価機関の認定業務	・国際規格に基づき、農林水産分野における認証機関や試験業者を認定

詳細につきましては、FAMICホームページにて公表しています。

◇JAS制度の運用：

http://www.famic.go.jp/information/business_guidance/05_jas/



② 令和5年度の業務成果・業務実績

ア JAS制度の普及、運用

農林水産・食品分野の標準化に係るJAS制度では、「もの」の品質のほか、生産方法（プロセス）、取扱方法（サービス）、試験方法等のJAS制定が可能であり、幅広い事業者がJASを商品、技術、取組をアピールするビジネスツールとして活用しています。

FAMICでは、JASが戦略的に制定・活用され、農林水産物の輸出力強化に繋がるよう、JASの制定等に係る原案作成及びサポートを行うとともに、Webで新たなJASの提案に繋がる説明会を開催する等のJAS制度の普及啓発やJASの国際標準化に努めています。また、有機JAS製品の輸出拡大のため、我が国の有機認証制度と同等の制度を持つ国（有機同等国）と有機同等性を相互に承認できるよう、農林水産省が行う協議のサポートを実施しています。

令和5年度は、71件のJASの制定等に携わりました。また、東南アジア各国に、ASEAN ODA事業によるJAS講座等を行い、JASの理解の向上と、国際標準化への協力関係を醸成しました。日本提案の国際規格開発を進めるために、FAMICが国際会議（ISO/TC34総会及び関連会議）を招致し、令和6年1月に、埼玉県さいたま市で開催しました。

有機同等性の相互承認については、適用品目の拡大に向け、同等国の有機制度の審査等を実施しました。その結果、カナダ及び台湾について、適用品目に有機酒類が追加されました。



イ 輸出の促進

令和2年度に制定された輸出促進法が、更なる輸出拡大に向け令和4年10月に改正され、民間の登録発行機関による輸出証明書の発行や農林水産物・食品の輸出の促進を図る法人（輸出促進団体）を認定する等の仕組みが追加されました。FAMICは登録発行機関の登録等の調査を行うほか、輸出促進団体に必要な協力を行うことが可能となり、令和5年度は木材の輸出促進を図る団体の規格策定をサポートしました。

ウ FAMIC認定制度の実施

認定センター（Japan Accreditation Service for agriculture, forestry and fisheries: JASaff）は、ISO/IEC17011に基づき、認証機関又は試験業者に対して認定業務を実施しています。

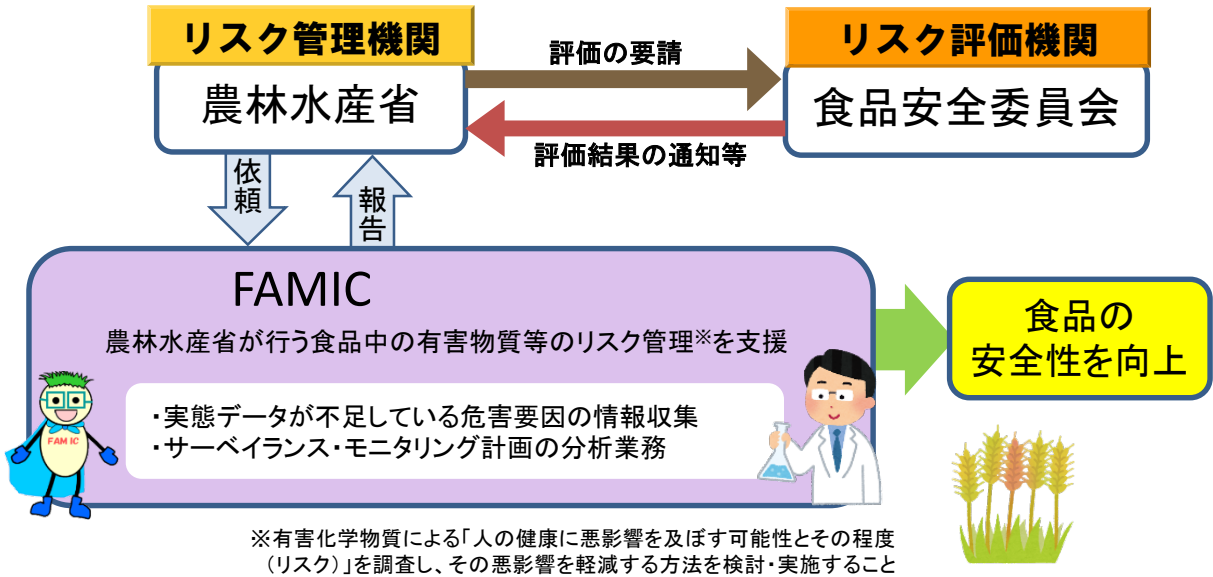
令和5年度は、製品認証分野においてアジア太平洋認定協力機構（APAC）及び国際認定フォーラム（IAF）の国際相互承認※を得ました。

※国際相互承認は、各国認定機関が互いの能力（ISO/IEC17011に基づく審査能力）を評価し、相互に同等なものとして承認する認定機関の枠組みです。相互承認を得た認定機関の業務は国際的に通用するものとみなされます。



(6) 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務

① 業務の主なスキーム



有害物質の分析	・食品の有害化学物質の汚染の程度を調査するために、農林水産省が策定する「サーベイランス・モニタリング計画」で対象とされた危害要因及び食品群について分析
実態データ不足 危害要因の 情報収集	・農林水産省が優先的にリスク管理を行う有害化学物質について、国際的に妥当性が確認されている分析法を調査し、農林水産省が実態調査を予定する食品群に適用できるかどうか検証して標準となる手順を作成

詳細につきましては、FAMICホームページにて公表しています。

◇リスク管理に資する分析調査：

http://www.famic.go.jp/information/business_guidance/06_risk/



② 令和5年度の業務成果・業務実績

農林水産省では、食品安全に関するリスク管理の取組として、どのような有害化学物質がどの程度農林水産物等に含有されているのかを調査しています（汚染実態調査）。FAMICは、農林水産省が策定する「サーベイランス・モニタリング年次計画」等に基づき、食品中の有害化学物質の分析結果を提供しており、国際的に通用する信頼性の高い試験結果を提供するため、「小麦及び大麦中のかび毒の定量試験」について、ISO/IEC17025の試験所認定を取得しています。

令和5年度は、当該計画に基づく小麦及び大麦中のかび毒等660件のほか、スイゼンジナ中のピロリジンアルカロイド類15件の分析を行い、農林水産省がリスク管理をするための基礎データの収集、把握に貢献しました。



LC-MS/MSによる機器分析



スイゼンジナ

(7) その他の業務

① 業務の主なスキーム

情報提供等	・業務を通じて蓄積した科学的知見をもとに、食品の表示や農業生産資材に関する情報を、講習会、電話相談、ホームページ、広報誌、メールマガジン等の様々なツールを用いて提供 ・検査・分析の信頼性の確保、国際技術協力等を実施
-------	---

詳細につきましては、FAMICホームページにて公表しています。



FAMIC 令和5年度技術講習会(有機JASに関する講習会)のご案内

～ もっと知ろう！有機JASのこと ～

有機食品は、JAS法に基づき、有機JASマークが付されたものでなければ「有機○○」、「オーガニック○○」等と表示することができません。留意です。

今年度は、この有機JAS制度をテーマに2座席成で開催します。

第1部では、今般JAS法の対象に追加された「有機酒類」について、輸出入や製造販売に関心のある方や既に有機酒類を取り扱っている事業者等の方を対象とし、酒類に必要となる表示事項を踏まえながら、有機酒類に係る有機表示の運用と留意点についてご説明します。

第2部では、有機加工食品（酒類）の認証事業者等を主な対象とし、有機加工食品JASをより深く理解していただくため、有機加工食品JASや認証の技術的基準等について、有機酒類における留意事項も含めてご説明します。

◇情報提供：

http://www.famic.go.jp/information/business_guidance/08_joho/



◇国際関係業務：

http://www.famic.go.jp/information/business_guidance/07_iso/



◇品質保証への取組：

<http://www.famic.go.jp/information/quarity/>



は、農林物資、肥料、農薬及び飼料等に関する技術上の情報の提供を目的として、技術講習会を開催しています。

JASに関する講習会を全国で



技術講習会の様子

FAMICは、農林水産省、独立行政JICA）等からの要請に



海外からの研修員の受入れの様子

参照）、海外からの研修員の受け入れを2回（延べ8か国、17名）実施しました。

P29

10. 業務の成果と使用した資源との対比

(1) 当事業年度の主な業務成果・業務実績

- ① 肥料及び土壌改良資材関係業務 27ページ
- ② 農薬関係業務 29ページ
- ③ 飼料及び飼料添加物関係業務 31ページ
- ④ 食品表示の監視に関する業務 33ページ
- ⑤ 日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務 35ページ
- ⑥ 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務 36ページ
- ⑦ その他の業務 37ページ

(2) 自己評価

FAMICは、「科学的手法による検査・分析により、食の安全と消費者の信頼の確保に技術で貢献すること」を使命として掲げ、役職員一体となって着実に業務を推進してまいりました。

令和5年度も、理事長のリーダーシップの下、年度目標及び事業計画に沿って、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に資する各業務（セグメント）の進捗や予算執行の把握に努め、創意工夫等により効率的、効果的かつ的確に業務を遂行しました。

各業務（セグメント）ごとの具体的な取組の結果と行政コストとの関係の概要については次のとおりです。

詳細につきましては、FAMICホームページにて公表しています。

◇令和5年度業務実績等報告書

http://www.famic.go.jp/public_information/tsusoku/houkoku/



(単位：百万円)

評価項目	評価 (※)	行政コスト
全体の評価	B	
項目別評価		
Ⅰ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項		
① 肥料及び土壌改良資材関係業務	A	637
② 農薬関係業務	B	1,093
③ 飼料及び飼料添加物関係業務	B	861
④ 食品表示の監視に関する業務	B	1,434
⑤ 日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務	B	1,049
⑥ 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務	B	162
⑦ その他の業務	B	500
Ⅱ 業務運営の効率化に関する事項		
① 業務運営コストの削減	B	
② 人件費の削減等	B	
③ 調達等合理化の取組	C	
④ 情報システムの整備及び管理	B	

評価項目	評定 (※)	行政コスト
Ⅲ 財務内容の改善に関する事項		
① 保有資産の見直し等	B	
② 自己収入の確保	B	
③ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	B	
④ 短期借入金の限度額	—	
Ⅳ その他の事項		
① 職員の人事に関する計画	B	
② 内部統制の充実・強化	B	
③ 業務運営の改善	B	
④ 情報セキュリティ対策の推進	B	
⑤ 施設及び設備に関する計画	B	
⑥ 積立金の処分に関する事項	B	
法人共通		1,156
合計		6,890

注：単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。
 評定区分

（３）主務大臣による過年度の総合評定の状況

区 分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
評定(※)	A	A	B	—	—

- ※評定区分
- S： 法人の業務向上努力により、全体として事業計画における所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。
 - A： 法人の業務向上努力により、全体として事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。
 - B： 全体としておおむね事業計画における所期の目標を達成していると認められる。
 - C： 全体として事業計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。
 - D： 全体として事業計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた、抜本的な改善を求める。

【参考】平成27年度から令和元年度までの５年間の総合評定

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
評定	B	B	B	B	B

11. 予算と決算との比較

(単位：百万円)

区 分	予算額	決算額	差額理由
収入			
運営費交付金	6,712	6,712	
国庫補助金	29	29	
施設整備費補助金	57	335	※A
受託収入	3	4	
諸収入	43	51	
前年度よりの繰越金	-	51	
計	6,843	7,181	
支出			
業務経費	748	742	
国庫補助金	29	29	
施設整備費	57	335	※A
受託経費	3	4	
一般管理費	626	682	
人件費	5,381	5,171	
計	6,843	6,962	

注：単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。
(差額理由)
※A：事業計画の施設整備のほか、名古屋センター検査施設整備に伴い、収入及び支出が増となっています。

詳細につきましては、決算報告書をご覧ください。
http://www.famic.go.jp/public_information/johokokai/22jyou/kesan_houkoku/



12. 財務諸表

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	1,041	流動負債	820
現金・預金等(*1)	585	未払金・預り金等	394
引当金見返	426	引当金	426
その他	29	固定負債	5,452
固定資産	11,478	資産見返負債	497
有形固定資産	6,812	引当金	4,656
引当金見返	4,655	その他	299
その他	11	負債合計	6,273
		純資産の部(*2)	金額
		資本金	10,110
		政府出資金	10,110
		資本剰余金	△4,084
		利益剰余金	220
		純資産合計	6,246
資産合計	12,519	負債純資産合計	12,519

注：1. 単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。以下、他の財務諸表についても同様です。
2. 財務諸表内の(*)は、各科目・項目の対応関係を示しています。

(2) 行政コスト計算書

(単位：百万円)

	金額
損益計算書上の費用	6,740
経常費用（＊３）	6,740
臨時損失（＊４）	0
その他行政コスト（＊５）	150
行政コスト合計	6,890

(3) 損益計算書

(単位：百万円)

	金額
経常費用（＊３）	6,740
調査指導業務費	5,651
人件費	4,593
減価償却費	121
その他	937
一般管理費	1,089
人件費	812
減価償却費	10
その他	267
財務費用	-
経常収益	6,900
運営費交付金収益	5,985
事業収益等自己収入	46
その他	869
臨時損失（＊４）	0
臨時利益	7
当期純利益（＊６）	168
前事業年度繰越積立金取崩額	51
当期総利益	219

純資産変動計算書

(単位：百万円)

	資本金	資 本 剰余金	利 益 剰余金	純資産合計
当期首残高	10,110	△4,254	424	6,280
当期変動額				
固定資産の取得	-	320	-	320
その他行政コスト（＊５）	-	△150	-	△150
国庫納付金の納付	-	-	△372	△372
当期純利益（＊６）	-	-	168	168
当期末残高（＊２）	10,110	△4,084	220	6,246

(5) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	金額
業務活動によるキャッシュ・フロー	△192
人件費支出	△5,295
運営費交付金収入	6,712
事業収益等自己収入	47
その他収入・支出	△1,655
投資活動によるキャッシュ・フロー	△125
資金増加額（又は減少額）	△316
資金期首残高	901
資金期末残高（＊７）	585

(参考) 資金期末残高と現金及び
預金との関係

(単位：百万円)

	金額
資金期末残高（＊７）	585
定期預金	-
現金及び預金（＊１）	585

詳細につきましては、財務諸表をご覧ください。

http://www.famic.go.jp/public_information/johokokai/22jyou/zaimusyohyou/



13. 財政状態及び運営状況の理事長による説明情報

(1) 貸借対照表

当事業年度末の資産合計は12,519百万円と、前年度末比48百万円増（前期は12,471百万円）となっています。これは、現金及び預金が316百万円減（35.1%減）となったこと、工具器具備品が58百万円増（20.3%増）となったこと、退職給付引当金見返が130百万円増（2.9%増）となったこと、土地が128百万円増（3.2%増）となったことが主な要因です。

負債合計は6,273百万円で、前年度末比82百万円増（前期は6,191百万円）となっています。これは、退職金等の未払金が115百万円減（23.8%減）となったこと、賞与引当金が17百万円増（4.0%増）となったこと、退職給付引当金が130百万円増（2.9%増）となったことが主な要因です。

純資産合計は、6,246百万円であり、資本金（政府出資金）10,110百万円、資本剰余金△4,084百万円、利益剰余金は220百万円となります。

(2) 行政コスト計算書

当事業年度の行政コストは、6,890百万円となり、そのうち損益計算書上の費用は、6,740百万円、その他行政コストは150百万円となっています。

(3) 損益計算書

経常費用は6,740百万円と、前年度比274百万円増（4.2%増）となっています。これは、支給対象人員の増などにより給与、賞与及び諸手当が前年度比113百万円増（2.7%増）となったこと、合同庁舎のLED工事等に伴い保守・修繕費が142百万円増（46.0%増）となったことが主な要因です。

当期総利益は219百万円（人件費:210百万円、物件費:9百万円）と、前年度比204百万円減（前期は423百万円）となっています。これは、運営費交付金収益等の経常収益が前年度比15百万円増加したこと、経常費用が前年度比274百万円増加したことが主な要因です。

(4) 純資産変動計算書

当事業年度末の純資産は、当期総利益219百万円を計上した結果、6,246百万円となりました。

(5) キャッシュ・フロー計算書

当事業年度の業務活動によるキャッシュ・フローは△192百万円と、前年度比462百万円減（前期は270百万円）となっています。これは、その他の業務支出が267百万円増（26.2%増）、国庫納付金の支払額が184百万円増（97.9%増）となったことが主な要因です。

投資活動によるキャッシュ・フローは△125百万円と、前年度比19百万円増（前期は△143百万円）となっています。これは、有形固定資産の取得による支出が316百万円増（前期は△181百万円）となったこと、施設費による収入が330百万円増（前期は35百万円）となったことが主な要因です。

14. 内部統制の運用に関する情報

FAMICは、理事長及び理事の職務の執行が、通則法、センター法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）の整備・運用に関する事項を業務方法書に定めています。主な項目とその運用状況は次のとおりです。

（１）内部統制に関する事項（業務方法書第93条、第95条、第97条）

FAMICは、理事長の意思決定を補佐するため設置する役員会において、内部統制に関する重要事項を審議するとともに、内部統制の推進等を目的として内部統制委員会を設置しています。

令和５年度は、内部統制委員会を１回開催し、リスク管理委員会に対して、物価高騰、DX、農薬再評価、名古屋センターの入居する名古屋農林総合庁舎の廃止、情報漏洩等に係るリスク低減の対応を指示する等、内部統制の推進を図りました。

（２）リスク評価と対応に関する事項（業務方法書第98条）

業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、リスクへの適切な対応を可能とするため、リスク管理委員会を設置しています。

令和５年度は、リスク管理委員会を６回開催し、各業務で識別、評価したリスクについて、対応方針を決定してリスクを管理しました。また、職員の内部統制・リスク管理に関する理解を深め、活動への参加意識の醸成を図ることを目的として、e-ラーニング方式による教育研修を実施しました。

（３）監事監査に関する事項（業務方法書第101条）

FAMICは、通則法第19条第４項の規定に基づき、監事による法人の業務に対する監査が適切に実施されるよう、監事監査の実効性を確保するための体制を整備しています。

令和５年度は、監事補佐として、業務監査室の職員２名を指名し、監事監査の体制整備を進めるとともに、監事との連携強化を図り、監事監査及び独立行政法人・特殊法人等監事連絡会等※に係る事務を行いました。

※ 独立行政法人、特殊法人等の監事等が持つ監査機能を充実し、業務運営の適正化・効率化に資するために、独立行政法人等の監事等により構成された団体で、総務省と連携を図りながら会員相互の連絡協議及び調査研究等を行っています。

（４）内部監査に関する事項（業務方法書第102条）

理事長は、FAMICの業務運営の合理化、諸規程の実施状況等に関する事項について、業務監査室職員に命じて内部監査を実施させ、その結果及び改善措置状況を報告させています。

なお、令和５年度の内部監査では、軽微な不適合６件が検出されました。

104条)

105条)

FAMIC内部の予算配分等に反映する仕組みを設けています。

15. 法人の基本情報

(1) 沿革

(旧農林水産消費技術センター関係)	
平成3年4月	農林水産省農林規格検査所から 農林水産省農林水産消費技術センターに改組
平成13年4月	独立行政法人農林水産消費技術センターとして設立
(旧肥飼料検査所関係)	
昭和38年1月	農林省肥料検査所と農林省飼料検査所が統合して 農林省肥飼料検査所となる
平成13年4月	独立行政法人肥飼料検査所として設立
(旧農薬検査所関係)	
昭和22年6月	農林省農薬検査所設置
平成13年4月	独立行政法人農薬検査所として設立
平成19年4月	上記3法人を統合して 独立行政法人農林水産消費安全技術センターとして設立
平成27年4月	行政執行法人となる

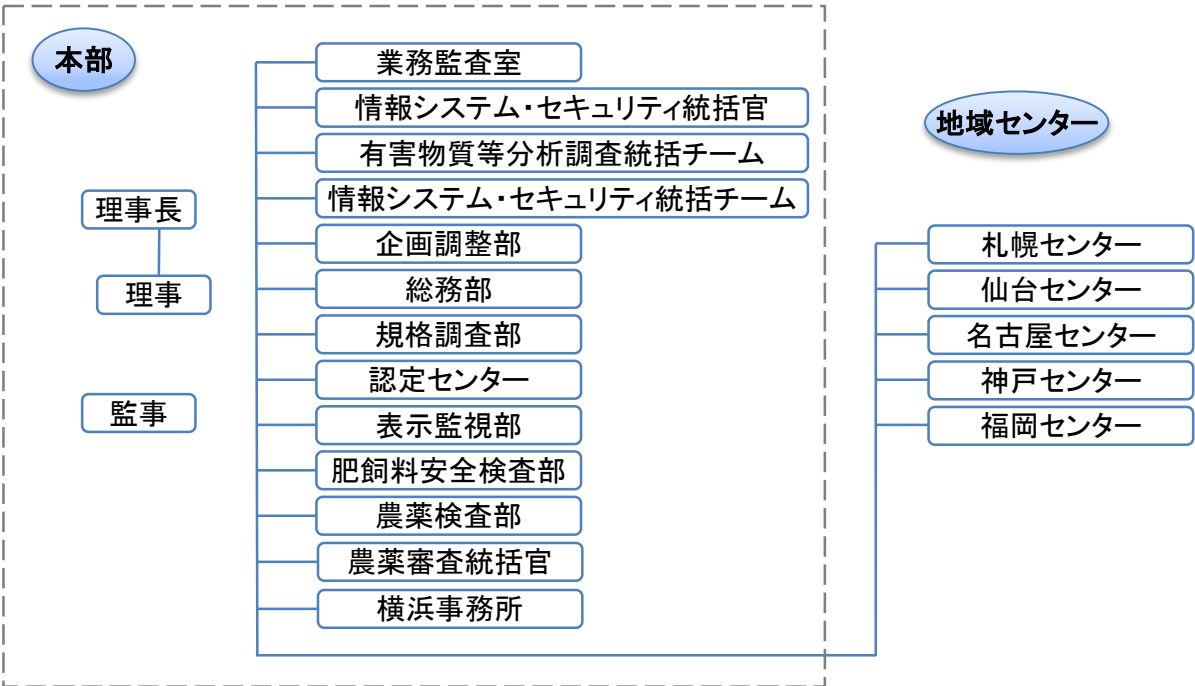
(2) 設立に係る根拠法

独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成11年法律第183号）

(3) 主務大臣（主務省所管課）

農林水産大臣（農林水産省消費・安全局総務課）

(4) 組織図



(5) 事務所（従たる事務所を含む）の所在地

本 部 : さいたま市中央区新都心 2-1

さいたま新都心合同庁舎検査棟

農薬検査部 : 東京都小平市鈴木町 2-772

横浜事務所 : 横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎

札幌センター : 札幌市北区北 10 条西 4-1-13 道新北ビル

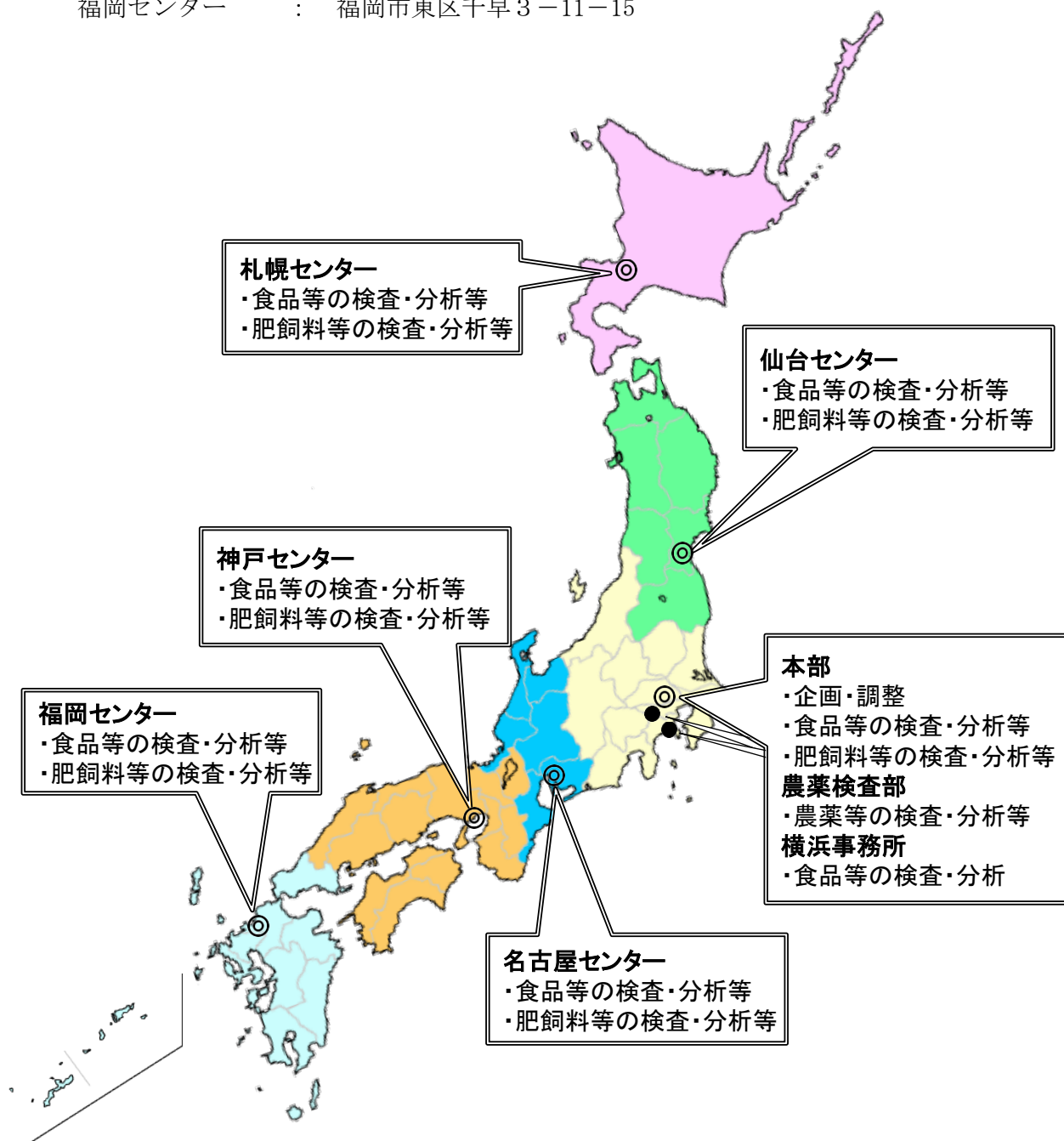
: 札幌市中央区大通西 10-4-1 札幌第 2 合同庁舎

仙台センター : 仙台市宮城野区五輪 1-3-15 仙台第 3 合同庁舎

名古屋センター : 名古屋市中区三の丸 1-2-2 名古屋農林総合庁舎 2 号館

神戸センター : 神戸市中央区港島南町 1-3-7

福岡センター : 福岡市東区千早 3-11-15



(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況

特定の関連会社及び関連公益法人は該当ありません。

(7) 主要な財務データの経年比較

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
資産	12,737	12,758	12,321	12,471	12,519
負債	6,379	6,275	6,164	6,191	6,273
純資産	6,357	6,483	6,156	6,280	6,246
行政コスト	12,003	6,732	6,755	6,628	6,890
経常費用	6,766	6,561	6,581	6,465	6,740
経常収益	6,877	6,929	6,766	6,885	6,900
当期総利益	115	370	188	423	219

(8) 翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画

① 予算

(単位：百万円)

区 別	金額
収入	
運営費交付金	7,020
施設整備費補助金	518
受託収入	2
諸収入	40
前年度よりの繰越金	－
計	7,581
支出	
業務経費	764
施設整備費	518
受託経費	2
一般管理費	666
人件費	5,631
計	7,581

② 収支計画

(単位：百万円)

区 別	金額
費用の部	7,813
経常費用	7,813
人件費	5,631
業務費	637
受託経費	2
一般管理費	648
減価償却費	111
賞与引当金繰入	402
退職給付費用	382
財務費用	－
臨時損失	－
収益の部	7,812
運営費交付金収益	6,875
受託収入	2
諸収入	40
資産見返運営費交付金戻入	105
資産見返補助金戻入	6
資産見返物品受贈額戻入	－
賞与引当金見返に係る収益	402
退職給付引当金見返に係る収益	382
臨時利益	－
純利益	△1
前年度繰越積立金取崩額	1
総利益	－

(単位：百万円)

区 分	金額
資金支出	7,581
業務活動による支出	6,917
投資活動による支出	663
財務活動による支出	－
翌年度への繰越金	－
資金収入	7,581
業務活動による収入	7,063
運営費交付金による収入	7,020
受託収入	2
その他の収入	40
投資活動による収入	518
施設整備費補助金による収入	518
その他の収入	－
財務活動による収入	－
前年度よりの繰越金	－

詳細につきましては、令和6年度事業計画をご覧ください。

http://www.famic.go.jp/public_information/tsusoku/mokuhyou-keikaku/



(1) 要約した財務諸表の科目の説明

① 貸借対照表

現金及び預金	: 現金及び預金であって、貸借対照表日の翌日から起算して一年以内に期限の到来しない預金を除くもの
引当金見返（流動資産）	: 運営費交付金等で財源措置される引当金計上に見合う流動資産で、賞与引当金見返が該当
有形固定資産	: 土地、建物、機械及び装置、工具器具備品など独立行政法人が長期にわたって使用または利用する有形の固定資産
その他（固定資産）	: 有形固定資産以外の長期資産で、特許権など具体的な形態を持たない無形固定資産等が該当
引当金見返（投資その他の資産）	: 運営費交付金等で財源措置される引当金計上に見合う投資その他の資産で、退職給付引当金見返が該当
未払金・預り金	: 一年以内に対価の支払をすべき債務
引当金（流動負債）	: 将来の特定の費用又は損失を当期の費用又は損失として見越し計上するもので、賞与引当金が該当
資産見返負債	: 事業計画の想定範囲内で、運営費交付金により償却資産を取得した場合に計上される負債
引当金（固定負債）	: 将来の特定の費用又は損失を当期の費用又は損失として見越し計上するもので、退職給付引当金等が該当
その他（固定負債）	: 資産除去債務等
資本金	: 国からの出資金であり、独立行政法人の財産的基礎を構成するもの
資本剰余金	: 国から交付された施設費などを財源として取得した資産で独立行政法人の財産的基礎を構成するもの
利益剰余金	: 独立行政法人の業務に関連し発生した剰余金

② 行政コスト計算書

損益計算書上の費用	: 損益計算書における経常費用、臨時損失
その他行政コスト	: 政府出資金や国から交付された施設費等を財源として取得した資産の減少に対応する、独立行政法人の実質的な会計上の財産的基礎の減少の程度を表すもの
行政コスト	: 独立行政法人のアウトプットを生み出すために使用したフルコストの性格を有するとともに、独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標としての性格を有するもの

③ 損益計算書

調査指導業務費	: 独立行政法人の業務に要した費用
一般管理費	: 事務所の賃借料、減価償却費など、独立行政法人の管理に要した費用
人件費	: 給与、賞与、法定福利費等、独立行政法人の職員等に要する経費
財務費用	: 利息の支払に要する経費
運営費交付金収益	: 国からの運営費交付金のうち、当期の収益として認識した収益
事業収益等自己収入	: 手数料収入、受託収入などの収益
臨時損益	: 固定資産の売却損益等が該当

④ 純資産変動計算書

当期末残高	: 貸借対照表の純資産の部に記載されている残高
-------	-------------------------

⑤ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー	: 独立行政法人の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、原材料、商品又はサービスの購入による支出、人件費支出等が該当
投資活動によるキャッシュ・フロー	: 将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産の取得・売却等による収入・支出や施設整備費補助金の交付による収入が該当

① 公式Facebook <https://www.facebook.com/famamimic>



FAMIC - 独立行政法人 農林水産消費安全技術センター
 フォロワー361人・フォロー中9人

FAMIC・独立行政法人 農林水産消費安全技術センター
 2023年10月12日

【ナニコレFAMIC：種子粉衣器】
 この種子粉衣器、どんな動きをするのか気になりませんか？
 ハンドルを握って、…続きは動画をご覧ください！

#FAMIC #種子粉衣器 #種子 #種



② 公式YouTube https://www.youtube.com/channel/UCS_ntChNzbMF6s6B62NZYtw



農林水産消費安全技術センター(FAMIC)公式チャンネル



パーパクロマトグラフィー
 【FAMIC】



私たちの使命、それは...【農
 林水産消費安全技術センター...



【FAMIC】肥料料安全検査部
 (飼料)の業務(概要版)



【FAMIC】肥料料安全検査部
 (飼料)の業務(詳細版)

③ JAS情報専用公式YouTube https://www.youtube.com/channel/UCCy_U5H2Dcucn1lvPBbXm_g



④ ホームページ <http://www.famic.go.jp/>

独立行政法人
農林水産消費安全技術センター (FAMIC)
Food and Agricultural Materials Inspection Center (FAMIC)

[ご意見・お問い合わせ](#) | [ヘルプ](#) | [サイト内検索](#) | [English](#) | [サイトマップ](#)

[文字サイズ変更](#)

[HOME](#)

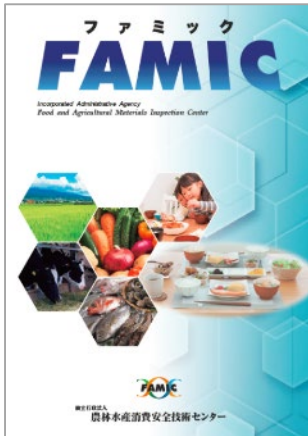
[肥料・土壌改良資材](#)
[農業](#)
[飼料](#)
[ペットフード](#)
[食品表示・JAS等](#)

農林水産消費安全技術センターについて
 公表事項
 調査情報
 採用情報・インターンシップ
 施設見学・一般公開
 行事・講習会等
 ISO・Codex・国際協力
 関連情報
 WOAHコラボレーティング・センター

FAMIC (独立行政法人 農林水産消費安全技術センター) は、科学的手法による検査・分析により、食の安全と消費者の信頼の確保に技術で貢献することを使命とします。

最終更新日: 2024年02月16日

新着情報	肥料・土壌改良資材	農業	飼料	ペットフード	食品表示・JAS等
その他	2024年2月16日	【調査情報】	【入札情報】	入札公告1件を掲載しました。	
食品	2024年2月15日	【JASに関する情報】	【播種剤同等性能確認】	確認済み播種剤リストの日本語、英語版を更新しました。	
その他	2024年2月15日	【ISO・Codex・国際協力関連情報】	ISO関連情報を更新しました。		



パンフレット

<http://www.famic.go.jp/information/koho/>



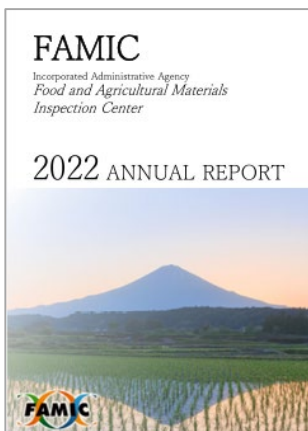
環境報告書

http://www.famic.go.jp/public_information/kankyo_report/index.html



業務実績レポート

http://www.famic.go.jp/public_information/sonota/gyoumu-jisseki/



ANNUAL REPORT

<http://www.famic.go.jp/english/annualreport/>





肥料研究報告

<http://www.famic.go.jp/ffis/fert/sub10.html>



https://www.acis.famic.go.jp/acis/chouken/chouken/chouken_index.htm



飼料研究報告

<http://www.famic.go.jp/ffis/feed/sub12.html>



食品関係等調査研究報告

http://www.famic.go.jp/technical_information/investigation_research_report/index.html





/FAMIC公式フェイスブック



/FAMIC公式X



/FAMIC公式チャンネル



独立行政法人 農林水産消費安全技術センター
FAMIC(ファミック)
<http://www.famic.go.jp/>